

平成27年9月18日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	橋	口		浩
参	事	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	選	栗	林	雅	彦
管	理	小	野	隆	浩
委	員	染	川	康	輔
会	事	針	長	三	州
務	局	澤	野	政	信
参	事				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	険				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
支	援				
課	長				
兼	産				
業	部				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
教	育				
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成27年9月18日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成27年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	13 福 井 正	<p>(1) 鹿島市のマイナンバー制度への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鹿島市民への周知は ② 中小零細企業などへの補助や助成は ③ マイナンバー制度活用の鹿島市の取り組みは ④ マイナンバー制度に対する鹿島市のセキュリティ対策は ⑤ 住民基本カードの取り扱いとマイナンバーカード取得への鹿島市の取り組みは <p>(2) 鹿島市の市税の固定資産税について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産税の評価はどのように行われているのか ② 空き家・空地の現在の数と対策は
5	9 角 田 一 美	<p>(1) 農業・農村の課題解決に向けた実践と支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手の育成支援について ② 鹿島農産物の販路拡大に向けた取り組みについて ③ 地域特産品・ブランド品づくりへの支援について <p>(2) 酒造好適米（酒米）の確保対策と支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 酒米の需要と生産の現状について ② 今後の増産計画と支援方策について
6	1 杉 原 元 博	<p>(1) 若者の定住化促進について</p> <p>都会から過疎地に若者が移り住み、様々な地域協力活動に取り組む「地域おこし協力隊」が好評で、2009年度にこの制度が開始され、2014年度には初めて隊員が1000人を突破したそうであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「地域おこし協力隊」制度の詳細についてお伺いします ② 人口減少が深刻化している昨今。特に若者の人口が減っている点では、鹿島市も例外ではありません。この制度を、今後どのように活用していく方針ですか ③ この制度を活用して、若者の定住促進、雇用創出をどのように図っていくお考えなのか市長にお尋ねします <p>(2) 健康づくりへの取り組みについて</p> <p>少子高齢化社会の現在、特に高齢者の方々は健康寿命を意識しておられる方が非常に多いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鹿島市が進めている「健康づくり」への取り組みについてお伺いいたします ② 健康づくりへの取り組みに特典を与える「ヘルスケアポイント」。楽しみながら、病気やけがの予防にもつながる試みとして、今注目を集めています。具体的にどのような制度なのかお尋ねします

順番	議員名	質問要旨
6	1 杉原 元博	③ 健康づくりへのインセンティブ（動機付け）となる同ポイントは、一定の運動をしたり、健診を受けた場合などに付与されるようであります。既に一部の健康保険組合や市町村が実施しており、たまったポイントを健康グッズなどと交換している。今後、鹿島市においても実施する予定がありますか

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員、福井正でございます。私ごとでございますけれども、実は今回で50回目の一般質問でございます。執行部の皆様方には大変御迷惑をおかけしておりますけれども、今後ともおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問を始めますけれども、今回は鹿島市のマイナンバー制度への対応、そして、鹿島市の市税の固定資産税についてという大きく2つを質問させていただきます。

実は昨夜でございますけれども、三十数名の会合がございました。そこでマイナンバーについて勉強会がありまして、クイズ形式でマイナンバーのことを勉強したんですけれども、クイズ15問ありまして、全問正解はゼロでございました。ほとんどの方がわかっていなかったという現状がありまして、マイナンバー制度が10月から始まるのにこれで大丈夫かなという危惧を感じたところでございます。

そういうことございまして、ほとんどの国民といいますか、県民、市民の皆さん方、まだまだマイナンバーについて理解をされていないんじゃないかなと思うんです。昨日、松尾征子議員の質問に対して、いわゆる市報ですとかケーブルテレビ等々で告知はされているということなんですけれども、それでもまだ認知が低いなというのをきのうの会合で感じたところでございます。

ですから、今後、さらに広報を取り組んでいかないと、あと半月ぐらい過ぎたらマイナンバーが送ってくるわけですから、このことをしっかり周知徹底しなければならないと思っておりますけれども、きのうも答弁されましたけれども、さらに新たな告知の方法を考えておられる

かどうか、そのことについてまずお尋ねいたします。

それから次に、各企業ですとか商店、これはいわゆる個人営業の商店も含めてですけれども、従業員を雇用している場合には従業員のマイナンバーを管理するということが生じます。管理責任者を置いて、金庫などで厳重な管理が要求されております。また、マイナンバーを漏らしたり悪用した場合は、最高でございますけれども、4年以下の懲役、もしくは3,000千円以下の罰金というかなり重たい罰則規定がございます。

さて、このマイナンバーに対応するために、企業等ではパソコンのセキュリティー強化など、そのセキュリティーに対する投資というのがこれから必要になってくると思いますけれども、それらの方々への助成措置というのがあるのかどうか、また、これを鹿島市として取り組んでいかれる考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

住基カード、実は私も持っておりますけれども、結果的に金融機関や医療機関での本人確認等には使えない状態のままマイナンバーカードに移行することになります。住基カードと同じようにならないようにしなければ、何の制度かわからないということにもなります。マイナンバーカードに対して、鹿島市としてどのような機能を与えるということを考えておられるのか、質問いたします。

さて、鹿島市も職員のマイナンバーの管理が必要となりますけれども、鹿島市として、昨日の答弁でも管理責任者に副市長というトップを置いて、そして、管理をしていくということでもございましたけれども、やはり厳重な管理をしていくために、1つ私が心配なのは、いわゆる外部からのパソコンなどへの侵入、多分ないと、セキュリティー対策をされていると思いますけれども、そこが1つ危惧をされるところでございます。それから、鹿島市は杵藤広域圏の電算センターと結んでいますので、専用回線だから侵入するおそれはないということですが、きのうの答弁でも、いわゆる市民課の窓口でカードリーダーでマイナンバーカードを読み取ると、その記録が残るという答弁がありました。ここが非常に心配でございまして、そこには情報が残っているわけですから、このことの管理についてどのようにしていかれるのか、質問いたします。

さて、住基カードはマイナンバーカードを取得と同時になくなりますけれども、その住基カードに関してはどのようにされるのか。多分、紛失した方もいらっしゃると思いますけれども、それを回収されるのか、それとも各自で破棄をするのか、そこをお尋ねいたします。

次に、鹿島市の市税のうち固定資産税について質問いたします。

ことしの固定資産評価書が5月に私のところにも送られてまいりました。気づいたことは、国土交通省発表の地価公示価格というのがございますけれども、余り変わらないんじゃないかなという気がしたんですね。30年ほど前ごろまでは、実は公示価格の30%が課税標準額、それに税率を掛けていたわけですが、現在は公示価格の70%が課税標準額ということになっておりますけれども、現在の課税標準額と公示価格が、私の感じたところですが、

も、変わらなかった。ここはどこに原因があるのかなど。また、相続をするとき、これは国税で関係ございませんけれども、路線価というのがございますね。そして、実際の取引価格、実勢価格というのがあります。そこら辺の違いがどうなっているのか、固定資産評価の方法をどのようにされているのか、まず質問いたします。

続きまして、空き家について質問いたします。

空き家、特に老朽化している空き家が壊されないという状況があるんじゃないかなという気がします。これは相続の問題、それから、所有者が不明等々の理由があると思いますが、更地にした場合、固定資産税が住宅特例控除がなくなることで本来の評価に対する課税となり、固定資産税が6倍になるということでしたが、これが空家対策特別措置法で地方自治体の指導、勧告、命令が可能となりました。今までの優遇税制が撤廃され、空き家を放置すると固定資産税が6倍になることから、空き家を放置できないように改正をされたわけですが、自治体が固定資産税の課税情報を利用できるようになり、所有者を特定可能になりましたが、現実に所有者を特定して課税ができているのか、まず質問をいたします。

以上で総括質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、鹿島市のマイナンバー制度への取り組み、対応についてお答えをいたします。

まず、1点目にございました鹿島市民の皆様への周知、マイナンバー制度の理解がまだ余り深まっていないのではないかとということでの市民の皆様へどのような周知をしていくのかというお話であります。

まず、マイナンバー制度の広報、これにつきましては、国は内閣府番号制度担当室を中心として、関係省庁が協力して平成27年10月の番号通知や平成28年1月の番号利用開始に向けて効果的に実施していくこととされており、その広報はなされているところです。新聞やテレビなどでごらんになる機会はあるかと思えます。

国から地方公共団体への周知についての依頼内容でございますが、国が実施する広報への協力として、ロゴマークを資料やホームページなどで活用すること、内閣府で作成し配布するポスターを住民の目に触れやすい場所に掲示すること、コールセンターや外国人向け広報を周知すること、内閣府で作成し配布する視覚障害者向け広報資料を活用すること、それから、独自に実施する広報として、広報紙やホームページなど住民の皆様と密接するさまざまな手段を活用し広報を行うこと、それから、説明会を開催するなどして管内や関係団体、事業者、これは特に事業者への周知を図ることなどを依頼されているところでございます。

これを受けて、鹿島市ですけれども、少しきのうの答弁とダブりますが、7月から「広報

かしま」で毎月、マイナンバーについて周知を行っております。10月号では特集を組んで、2ページを割いて説明することとしております。ホームページについても、トップページにマイナンバーについてのメニューを設け、制度の説明を行っているところです。9月にはマイナンバー制度について説明する資料、これもきのうお話をしましたが、各家庭に対して回覧を行って、周知を行っているところです。

また、今後、通知カードを御自宅に10月に送付するわけですけれども、その際にも国からは広報の資料もあわせて同封をして、取り扱いについて説明がされた資料が同封をされるということになっております。それでも周知ができるものと思っております。

それから、ケーブルテレビなどでの制度についてのお知らせを放映いただいております。

それから、先ほど事業者向け、関係団体向けの説明会というのは佐賀県のほうが主に取り組んでいただいておりますので、こちらもそういった中に参加をする、それから、市内の団体の皆様から御依頼があれば、いつでも説明に行かせていただくことにいたしております。既に9月に実施を予定しているものもございます。

以上のような取り組みで周知に努めているところでございます。

それから、中小事業者の方への助成について取り組む考えがあるかというお尋ねでありますけれども、今回のマイナンバー制度の開始に伴い、事業者が対応しなければならないこと、これは先ほど福井議員がおっしゃいましたように、国に提出するための事務処理においてマイナンバーを記載する必要が発生しますことから、事務処理システムですね、事務処理においてシステムを御使用であればシステムの改修などの対応や従業員の方からのマイナンバーの取得、利用、提供、保管、廃棄などの対応、それから、個人情報保護の面での安全管理措置などが求められております。例えば、マイナンバーを源泉徴収票で打ち出すための給与システムの改修とか、マイナンバーをインターネット接続可能なパソコンで管理する場合は、ウイルス対策ソフトが未導入であればその導入、紙で保管を行う場合は、鍵つきの棚を準備するなどが想定されると思います。

こういった対応に対する事業者への補助といたしましては、先ほど申し上げた費用への補助などが考えられると思いますけれども、これはシステム面は国、総務省のほうが中心にされておりますけれども、税制度の改正などにもシステム改修費用などの助成などは行われておりません。そういったことから、今回も考え方は同様ということでございます。そういったことでは、国のほうでもなされておられませんし、市でもこれに対しての助成を行うということは今のところ予定をしておりません。

それから、3点目がマイナンバーカードの活用への鹿島市の取り組みについてですけれども、マイナンバー制度は、番号法、この法律によって定められたものですので、この法律の目的に沿って運営がなされます。この中で、地方公共団体の責務としましては、基本理念にのっとり個人番号その他の特定個人情報取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講ず

るとともに、要するに個人情報の保護ということと個人番号及び法人番号の利用に関し国との連携を図りながら、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するものとされていますということですので、これは活用をなささいということだと思います。そういった意味では、マイナンバーカードの活用法といたしましては、住民票などをコンビニで受け取れるコンビニ交付とか図書館カードとしての活用、健康情報を活用するなどの活用法が国のほうでも示されております。これらの活用には、鹿島市の場合は住民記録情報システムや税のコンピューターシステムの改修を伴うこととなります。これらは福井議員御存じのとおり、3市3町で構成をしております杵藤広域圏電算センターで行っておりますので、ここで協議をしながら活用を考えていきたいと思っております。このことは、鹿島市単独で導入するよりは費用面が軽減でき、いろんな提案により必要な活用法を検討できるのではと考えております。広域圏内ではコンビニ交付に前向きなところもありますので、今後、導入については検討を重ねていきたいと思っております。

いずれにしても、市民の皆様の利便性の向上に資することであれば対応を考えていきたいと考えております。

また、現在、市が独自に取り組んでいる業務で、ひとり親家庭等の医療費助成や重度心身障害者の医療費助成においては、マイナンバーを活用することが可能であると考えられます。これらの業務でマイナンバーを利用することで、所得証明書の提出を省略できるなど、市民の皆様の負担軽減になると考えられますので、これらについては活用をしていきたいと考えております。

地方公共団体も含めた情報連携開始は平成29年7月からとなっております。今後、活用業務を洗い出していきたいと考えております。

それからもう1点、セキュリティー対策についてお答えをいたします。

個人情報保護対策として、制度面からとコンピューターシステム面からのセキュリティー対策が必要であると考えております。これもきのう松尾議員にお答えした内容ではありますが、システム面では、先ほど申しましたように、住基システムについては杵藤広域圏のほうで共同運用を行っており、回線については専用回線で、インターネット接続ができないようになっております。そういったことから、外部へ漏えいすることはないと考えております。また、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報については、国からインターネットに接続できるパソコンでは取り扱わないよう指示がっておりますので、鹿島市においても職員に対して研修を行い、そのような対応をしたいと思っております。

制度面からは、制度の開始に伴い、個人情報保護条例において必要な改正を行いました。それから、庁内でマイナンバーを業務で取り扱う部署は担当業務での取り扱いについて国や県での研修などを受けて対応することとしております。市役所全体は、先ほど議員がおっしゃられましたように、これは国からも求められておりますが、最高情報セキュリティー責

任者ということになっております。副市長をこれに充てて庁内体制を整え、これからマイナンバー制度運用開始に対しても、庁内ではICT推進委員会というのがございますので、ここで情報を共有し、適切な対応がとれるよう、研修会なども開催をしていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

有森市民課長。

○市民課長（有森弘茂君）

住基カードは使えなくなるが、回収するのか、それとも各自で廃棄するのかということでございます。市民課のほうで対応しておりますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

平成28年1月から個人番号カードが交付されることに伴い、住基カードの発行は平成27年12月で終了いたします。ただし、現在、住基カードを所有している方は、発行から10年でございますが、住基カードの有効期間内であれば、平成28年1月以降でも個人番号カードを取得するまでの間は利用は可能となります。マイナンバーカードと住基カードは重複しての所有はできないようになってございますので、住基カードを現在所有している方は平成28年1月以降に個人番号カードの交付を受ける際に返却をしていただくということになります。

それと、先ほど質問の中で交付時の本人確認について、個人情報の保管はどうかということでもございましたが、交付時の本人確認については、あくまで本人確認用の免許証等の記録を残すものでございまして、カード情報そのものは残さないようになります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

私のほうからは、2番、鹿島市の市税の固定資産税についての御質問でございますので、お答えを申し上げます。

まず、固定資産税の評価はどのように行われているのか等々、幾つかの御質問をいただきました。土地の評価につきましては、幾つかの指標がございますので、その概要等についても御説明させていただきたいと思っております。若干お時間を頂戴することになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

御質問の趣旨を踏まえ、3点について御説明を申し上げます。

まず1つ目が、実際の取引価格、いわゆる実勢価格と地価公示価格との違い、2点目に、地価公示と相続税評価及び固定資産税評価との関連、3点目として、固定資産税評価の方法について御説明を申し上げます。

まず、実勢価格と地価公示価格との違いでございますが、土地の価格はほかの一般商品とは違い、決められた価格がございません。実勢価格は売り主や不動産業者等によります売却希望価格、または売り急ぎや買い進み、特別の利害関係や縁故関係など特殊事情のもとに成立をいたします価格でございますので、一口に実勢価格と申しましてもさまざまでございます。一方で、地価公示を初めといたします公的な評価は、これら特殊事情を排除した売り手にも買い手にも偏らない客観的な交換価値をあらわす正常な価格であることが求められております。

このように、実勢価格と地価公示とでは客観性という点において違いがございます。また、取引事例と地価公示地点は場所も異なりますので、両者、一概に比較することはできません。

続きまして、地価公示と相続税評価、固定資産税評価との関連でございます。

地価公示は土地評価の根幹をなすものでございまして、毎年1月1日時点における正常な価格を調査、公表をいたしております。地価公示の主な役割は、一般の土地の取引価格に対する指標、不動産鑑定士の鑑定評価の基準、そして、相続税評価や固定資産税評価の基準がでございます。

さて、土地の評価にはそれぞれの目的に応じた評価手法がございます。先ほど申し上げました地価公示法に基づく地価公示、課税目的のための評価としての相続税評価と固定資産税評価、このほか、昨日公表をされました7月1日時点の価格を示し、また、地価公示を補完する都道府県地価調査でございます。これらの評価は相互に均衡と適正化が保たれていることが必要でございます。

そこで、現在は相続税評価が地価公示価格の8割、固定資産税評価は地価公示価格の7割をめどとされております。以前は固定資産税評価の地価公示に対する割合は2割であったり、議員言われますように3割であったりと、各市町村によってさまざまございまして、いわゆるばらつきがございました。そこで、このばらつきを解消し、各市町村間の均衡を保つために、平成6年の評価がえから全国一律に7割をめどとされ、現在までこの割合を基準とされております。

ただし、この7割については、地価公示地点における固定資産税評価の割合でありますので、この公示地点以外の土地については、街路条件、交通条件、環境条件等々の要因を比準し、評価額に反映をさせているところでございます。

なお、税額算定の基礎となります課税標準額については、急激に変動しないように負担調整率の措置を講じているところでございます。

3点目といたしまして、固定資産税評価の方法について申し上げます。

固定資産税の評価は、3年ごとに評価を見直す評価がえを実施いたしております。不動産鑑定士が地価公示価格や地価調査価格をもとに、前回の評価額からの上昇、または下落の状況、そして、売買実例等を参考といたしまして鑑定評価を行いまして、評価額を決定してい

るところでございます。

続きまして、2点目の空き家の問題でございます、固定資産税が約6倍になる。そして、所有者の特定等はどのようにしているのかという御質問でございます。

まずもって空き家でも個人の財産でありますので、解体に対する強制権はもちろんございません。ただし、空家等対策に関する特別措置法、いわゆる空家特措法で指定される倒壊のおそれなど危険性のある特定空き家については、行政代執行の対象となるものでございます。

さて、空き家放置の要因といたしましては、議員おっしゃいますように、住宅用地が外れることによる税負担の増もあるかもしれませんが、主には相続等の権利関係、そして、解体費用の負担がその要因として捉えてございます。

次に、固定資産税額への影響について御説明申し上げます。

家屋を解体して更地にすると、または空家特措法で空き家を放置すると、固定資産税が6倍になると言われました。ここで申し上げたいのが、空家特措法により住宅用地の特例が撤廃されるのは、あくまでも先ほど申し上げました危険性のある特定空き家とその対象となるものでございます。住宅用地には課税の特例措置といたしまして、土地の200平米までが評価額の6分の1に、200平米を超える部分は3分の1になる、いわゆる住宅用地の特例が適用をされます。先ほど申し上げましたようなケースの場合は、住宅用地の特例が解除をされますので、いわゆる6倍というのは、この6分の1を受けて税額が6倍になるというふうに言われております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、200平米を超える部分については、その部分が広ければ広いほど、この3分の1が適用されますので、税に対する影響率は6倍より低くなります。そういうことから、土地の税額については最大で6倍になるということでございます。

さらに、住宅用地から宅地区分が、いわゆる非住宅用地に変更されますと、負担調整措置として評価額の約3割が減価される措置がございます。また、当該家屋の相当税が減額をされます。したがって、固定資産税全体で考えてみますと、実際の影響率はさらに低くなるものと考えております。

なお、空家特措法で指定をされました特定空き家の場合、危険性を伴う空き家でございますので、解体をしなくても住宅用地の特例が解除される措置が講じられることとなっております。

次に、所有者の特定について申し上げます。

まず、課税の面から申し上げますと、一定の要件を満たす建物には、生活実態の有無にかかわらず、登記簿、または家屋補充課税台帳に登記、または登録されている人、いわゆる納税義務者に課税をさせていただいております。ただし、納税義務者が亡くなられたりしますと、納税の承継といたしまして、相続人代表者や納税管理人を指定してもらい納税をお願いすることとなっております。しかしながら、指定がない場合などは相続人確定のため、地方

税法に定めます調査権によりまして戸籍調査を行っているところでございます。また、当該家屋が空き家の場合、先ほど申し上げました空家特措法において所有者情報を把握するために課税の目的以外の目的で行政機関内部で情報を利用し、または関係自治体に情報を求めることができる、いわゆる空き家情報の利用権が規定をされたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ありがとうございました。

では、まずマイナンバーから入りますけれども、これはきのうもらった問題でございまして、私が正解できなかったのが、従業員の扶養家族のマイナンバーを取得するときは事業主が扶養家族の本人確認も行わなければならないという問題があったんですね。正解はこれは三角でした。どっちもできるということだった。こういう問題が実はありまして、だから、こういうことは我々市民もなかなか理解できていない部分だと思うんです。ですから、マイナンバーの制度について、やはりまだまだきのうの時点でほとんどの方が理解されていなかった。しかも、皆さん事業主です。事業主の方たちが理解をされていないという状況があると。だから、現在の広報ではまだ不足しているということだと思うんですね。

ですから、先ほど答弁にありましたように、あるグループ、団体等に行っていただいて、そこでちゃんとこちらからというか、執行部のほうから呼びかけをしていただいて、団体で説明させてもらえんでしょうかというやり方をやっていかないと、やはりなかなか周知徹底は難しいんじゃないかなというふうにきのう感じたんです。だから、こういうことを言っているんです。

ですから、やはりそういう形の周知徹底をやっていかないと、本当に10月から大変混乱をしていく可能性があります。ですから、そういうことに今後どういうふうに取り組んでいけるかなという趣旨で質問したんですけれども、先ほどの答弁以外で何かございますか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

確かに経営者の方が実際に作業、事務をされる際に迷うことは、いろいろ出てくるんだろうと思います。先ほどおっしゃいましたように、従業員のマイナンバーをするときには通知カードが要るかとか、そういった確認の方法、基本的には従業員の方が家族のマイナンバーをしっかりと間違いなく提出されればそれでよろしいというようになっているようです。御自分の分は通知カードなりマイナンバーカードを提示する必要があるけれども、家族の方の分

では、そういったものをしっかり従業員が申告をされる、それは要するに扶養にとるとかいったときの申告になりますので、そういったときにしっかりと確認をされた上で出されることが必要ということになっておるようです。

そういった細々としたというか、実際の事務手続の中で迷われることが確かにいろいろ出てくるのではないかと思います。そういった意味での周知が行き届いているかというのと、それはなかなか難しいという状況であります。そこは制度を運用しながらというか、事業をしながら、制度が少しずつ改善をされていくもの、御理解をいただけるものとは思いますが。ただ、先ほどおっしゃいましたように、こちらとしましても、できるだけ制度については、まず御理解をしていただいた上で制度を運用していただかないといけませんので、そういった声に対しては、こちらから——形をちょっと考えないといけませんが、お知らせする広報、制度御理解のための講座、説明会などは、今の中でわからないという声があれば、そういったことで対応をする必要があるかと確かに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実を言いますと、ほとんどの方がわからないところがわからないという状態なんです。だから、実際、実務がまだ始まっていませんから、実際、実務が始まったとしたら、かなりいろんな問題が発生してくると思いますよ。基本的にこれは国の制度ですから、国が広報等に取り組むのは当然のことなんですけれども、地方自治体がそこに住んでいる住民の皆さんにきめ細かく説明をしていく必要があると、私はそう思います。

それで、今回のマイナンバーの場合が、いわゆる赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民がマイナンバーが振り分けられるというわけなんです。そうなったときに、じゃ、赤ちゃんは誰がマイナンバーの届けをするのかとか、それから、高齢者の方たち、例えば、認知症の方たちがいらっしゃったら、その人たちはマイナンバーを全然理解できないんじゃないかなとか、そういういろんな問題が今から発生してくると私は思います。そうなったとき、やはり国に直接言える人はなかなか言えませんので、多分、市にいろんな問い合わせが出てくるんじゃないかなと思うんですよね。だから、その対処として、職員の皆さん、特に窓口にいらっしゃる皆さん方の教育というのが私は必要だと思うんです。

だから、そこは取り組んでおられるかわからんけれども、もし取り組んであったら、その取り組み状況と今後の取り組みについて教えてください。

○議長（松尾勝利君）

有森市民課長。

○市民課長（有森弘茂君）

マイナンバーカードの交付については市民課のほうで対応することとしておりますので、私のほうから御説明をしたいと思います。

先ほど赤ちゃんとか高齢者の方はどうなのかという御質問だったと思いますが、基本的に10月に通知カードが送られてきて、議案審議の際もちょっと御説明をいたしました。重複する点もございしますが、その中には通知カードと説明書と個人番号カード交付申請書、返信用封筒、これが送ってくるわけです。家族5人なら5人分まとめて送ってくるわけございまして、もちろん赤ちゃんの分も送ってくるわけですが、この際、赤ちゃんの分までカードをどうしても申請しておこうということであれば、親御さんが代理で申請をするという方法をとるようになっております。

あと、高齢者の方ですけど、これも御説明した分ですけど、居所登録申請ということで、住所地にはいなくて、入院とか入所とかされている方については、その居所、つまり入所されている施設のほうに通知カードなりが行くような方法があります。これが9月25日必着ということになっておりまして、現在、そういう施設のほうからお問い合わせもあっておりますし、申請書のほうも出しているというところでございます。現在、数的には居所申請は少ないんですけど、25日までの間に少しでも多くの方が申請をして、通知カードが届くような体制になればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、職員の研修という点からお答えをいたします。

このマイナンバー制度の開始に当たりまして、今度、鹿島市は10月15日と16日、ここで全職員に対して研修会を開催するようにいたしております。ここでマイナンバー制度の概要でありますとか、鹿島市は制度を運用する側で、市民の方に運用をお願いする立場でもありますし、事業者という立場でもあります。そういったことで、マイナンバーについての概要、そういったことの理解と、それから、事業所として取り扱うマイナンバーの取り扱い方、個人情報に関すること、ここら辺、事業者としてなすべきこと、それから、職員は従業員でもありますので、そういったことで従業員としてすべきことなどを説明して、ここで職員が理解を深めることによって全職員がマイナンバー制度について理解を深めることによって市民の皆様にも御説明ができるように対応をしたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

しっかり取り組みをしていただきたいと思いますけど、有森課長、先ほど9月25日までに

施設の方の届けが必要だということだったんですけども、全ての施設から届けは来ているんですか。

○議長（松尾勝利君）

有森市民課長。

○市民課長（有森弘茂君）

施設のほうから全て来ているかという御質問ですけど、きのう、9月17日現在で、基本的に御家族の方がいなくて独居の方が入所されていたりとか、御家族の方が遠くにおられるという方がいらっしゃると思います。その方々が中心に申請があつて、17日現在ですけど、18件の申請があつている状況でございます。これが多いか少ないかはちょっと把握はしておりませんが、18件の申請があつているというところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私もその18件が多いのか少ないのか、全然わかりませんので、やはり後で混乱が起きないように、早目にお知らせをしてあげていただきたいなというふうに思います。

じゃ、次に移りますけれども、いわゆる中小零細企業等に対する助成はないという答弁でございました。ところが、現実問題として、例えば、従業員を1人雇っているところでもマイナンバーを管理しなければいけないという状況が生まれてくる。パートの人でも一緒なんですよ。人を雇っていたら、全てマイナンバーを企業側がもらって、それを管理、保管しなければならぬという規則でございますので、そうなっていきます。それに本当に対応できるのかなど。例えば、中小零細企業の場合というのはぎりぎりのところで経営をやっている方が多いわけですから、そこにマイナンバーのためだけに新たな投資が可能なのかなど。マイナンバー関係のソフトもあるみたいなんですけど、それを購入するには、じゃ、幾らするのかなど。それからもう1つが、管理しなければならぬんですけども、例えば、株式会社とかなんとかだったらある程度対応できるかわからないけれども、個人事業主でそこまで本当に対応できるのかなどという気が私はしているんです。

そうなったとき、やはり何らかの助成というのが必要になってくるんじゃないかなど。というのが、マイナンバー制度を実際に活用していくためにも、そういう補助制度といいますか、そういうのがないと、なかなか先に進まないんじゃないかなどという気がするんですが、考えは変わらないですか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

まず、基本的には事業者が対応しなければならないことというのが、先ほどありますように、保管といったこととシステムの変更などがあるかと思えますけど、基本的にこれが幾らを補助すれば適正なのかとか、要するに費用をかけずに対応される場所もありますし、対応のしようがいろいろだと思います。また、システムのあり方、実際、今、給与システムでありますとか、そういったシステムを使われているのか、紙ベースで管理をされていくのかということで、そういったことで一律に補助をするというような考え方にはなかなかなじまないのではないかと考えております。何に関する費用がどれだけだから、それに対して国が幾ら補助するとか、これは国の制度に対応するものですので国が幾らしますから、市がその応分を負担するというか、補助するというような考えはあるかと思えますが、現在のところでは、それぞれの事業所が対応される内容なり金額なりとかが特定できないのではないかと考えております。

そういったことで、これまでも税制度の改正とか、そういったものに対しては事業者として当然取り組んで対応していただいております。そこについても補助などがあっていないので、そういったことを補助がないと考えております。そういった意味では、鹿島市も鹿島市だけで補助をするということは今のところは考えてはおりません。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりましたとはなかなか言いにくいんですけども、本当に零細の事業主の方たちがまず理解をしていないということもあるんですけど、実際問題として、何ぼするぎよかとやろうかという状況ですから、多分、補助の要請も何もまだないと思えますけれども、今からそういう問題がかなり出てくるんじゃないかなということを私は危惧しているということでございます。

次に行きますけれども、このマイナンバー制度になると、先に確定申告等で国税の税額等を決定される。と同時に、地方自治体にもその情報が直で来るという形になるというふうに聞いています。そうなったとき、国税の分と地方税の部分が同時に計算ができるんじゃないかなと。ちょっとずれると思えますけどね。そうなったときに、いわゆる税に関する対応というのが変わっていくのかどうか、そこら辺はどうなんですか。どっちがあれかな。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

マイナンバー制度になることで、国税と市税の計算ですね、それがほぼ同じ時期にできるのかというふうな御質問だったと思います。

この前提といたしましては、全ての所得等が把握できる方については、マイナンバー制度によりまして、理論上は市税の計算と国税の計算はほぼ同じ時期にできるのではないかと、いうふうに考えております。また、現在でも国税、所得税の申告が適正に行われていれば、その確定申告の情報をもとに、同じ時期に住民税額の計算はできるようになってございます。

マイナンバーの効果といたしましては、所得情報の捕捉が上げられます。より広い範囲で所得情報の把握ができるようになりますので、通常、確定申告を必要としない、いわゆる少額所得や法定調書等の情報も把握できるようになりますので、今まで以上により適正な課税ができるものというふうに考えております。

ただし、所得情報の把握という点から申し上げますと、営業や事業所得者の方などの所得については、各個人さんで収入と支出を計算して所得というふうになりますので、マイナンバー制度による効果はないと考えております。これら営業、事業所得者の方は、確定申告をされまして、それを通じてこちらのほうに情報が来ますので、あらかじめ所得情報の把握というのはできないというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこはわかりました。企業会計というのは、別に3月決算ばかりじゃないんですよね。6月決算もあるし、12月決算もあるし、さまざまに決算時期が違いますから、そこら辺で、いわゆる確定申告等も変わってくるのは理解できますから、マイナンバーになったとしても、それはできないだろうなというのはわかりました。

マイナンバーカードで、将来は所得に関しての情報、あと、預金に関しての情報ですね。預金に関しては、3年後から預金もちゃんとマイナンバー登録になってくるという情報でございませぬ。あと、年金はちょっとおくらせていますけれども、あと、資産等の個人情報等々も多分入ってくるんじゃないかなと思いますね。このマイナンバーカードの場合は個人情報のかたまりになってきます。先ほどさまざまな、例えば、健康情報等々もここに多分入ってくる。そうなったときに、マイナンバーカードの保管をする重要性というのが出てきます。これは個人の責任だと思うんだけど、顔写真がついていますから、やはりこれを悪用されることは少ないと思うけれども、何らかの形で情報をとって、その情報を売り買いするということも考えられますよね。

ですから、マイナンバーカードの管理ということに対する広報をどのように考えておられるのか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

マイナンバーカード、個人番号カードの重要性の広報ということでございますけれども、確かに先ほど福井議員がおっしゃられましたように、今後、いろんな活用方法が考えられております。鹿島市でも活用策は検討をしたいと思っております。

先ほどおっしゃいましたように、当然のことながら、カードそのものは個人の責任で管理をしていただくことになります。これはきのうも少しお話ししましたが、免許証とかキャッシュカードとか、そういったものと同じように管理をお願いするもので、これについては、保管の大切さ、ここら辺はお知らせをしなければならないと思っております。

そういったことで、先ほど言いましたように、マイナンバーの個人番号のお知らせが届く際に、そこにもパンフレットでマイナンバーと通知カードについては大切に保管してくださいということとマイナンバーを人に知らせないようにするとか、提供を求めることができるのは、国とか市役所でありますとか勤務先以外ではマイナンバーの提供を求めてはならないとされていますなどの説明などとともに届けることになっておりますので、そこでも御確認をいただきたいと思っております。

ただ、先ほど議員がおっしゃられたように、カードそのものに情報が全て入るというわけではございません。このカードのICチップのほうに情報は記録をされるわけですが、ここでは基本4情報、氏名とか住所でありますとか生年月日、性別、あとマイナンバー、これが登録をされるということでもありますので、例えば、税の情報ですとか、先ほどおっしゃいました預金情報とか、そういったプライバシー性の高いものがそこに記録されることはないことになっております。今までの情報はそれぞれのところで管理をして、マイナンバーを使って、そこら辺の情報をとりに行くということにはなりますが、カードそのものにはそういったプライバシー性の高い個人情報などは入ってはおりませんので、それが漏えいすることはありません。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

それからまた、カードは写真つきのカードになりますので、他人がこのカードを使うことは基本的にはできないのではないかと考えております。そういったことで、たとえマイナンバーがほかの人に知られても、情報そのものは各機関のほうでこれまでどおり管理をされますので、そのマイナンバーにひもつけられるあらゆる情報が一度に漏えいすることがない仕組みにはなっておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

マイナンバーカードは最後にしますけれども、例えば、今から各医療機関とか金融機関にマイナンバーが行っているわけですね。問題は、そのマイナンバーカードを読み取る機械と

いいですか、カードリーダーなのか、何なのかわかりませんが、金融機関にしても医療機関にしても、そういう施設がその機械自体を備えつけないといけないということになってくると思うんですね。そこがまた一つネックになってくるんじゃないかなと。住基カードがなぜ金融機関で使えない、医療機関で使えなかったかというのは、結局その部分だったと思うんですよ。そういう機関にカードを読み取る機械、本人確認ができる機械がなかなか普及しなかったという点にあると思うんですね。

だから、これをどうしなさいということじゃないんだけど、やはりそこら辺も何とか医療機関ですとか金融機関にちゃんと理解をしていただく努力をしなければいけないんじゃないかなと思います。鹿島市ですることじゃなく、これは国がすることなんでしょうけれども、やはりそういうことも留意をしていただきたいなというふうに思いまして、マイナンバーは終わります。

次に、固定資産評価にまた戻りますけれども、先ほど説明していただいて大体——しかし、いろんな評価基準があるんですね。今、固定資産税を納めている方たちも、なかなかそこまでの基準、評価があるということ自体、多分御存じじゃなかったと思いますし、実は私も以前、いわゆる公示価格の30%のころの意識がまだ残っておりまして、30%なのかと、今度いろいろ調べたら70%までなっていたと。70%の6分の1に対して税率を掛けるということも、実はなかなか理解されていない方がいらっしゃるんですね。ですから、自分の不動産の評価、固定資産の評価が本当にちゃんとなされているかどうかという不安があられるということがあったので、この質問をしたということです。

あと、今度は空き家に行きますけれども、空き家の老朽、危険家屋ですね。危険家屋を放置していると、特定空き家ということになるんでしょうけど、最高6倍になるということです。ところが、問題は、特定空き家を持ち主の人が解体をするとき、土地を売りたいと。そしたら、売れない土地がほとんどなんですよね。特に田舎のほうでは。売れないから自分ではやらないと。解体はしないと。結果的にそのままになってしまっている。だから、強制撤去をしなければならないんだけど、強制撤去した場合の費用というのは、多分、持ち主に行くんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

強制撤去をした場合の費用負担ということの御質問だと思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法、空家特措法の規定によりますと、行政代執行をできるということになっております。みずから義務者のなすべき行為を行政がすることが行政代執行になりますが、行政代執行の規定に基づいて強制撤去をした場合は、所有者が、義務者が全部負担をしなければならないということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

いわゆる義務者がもしわからなかった場合、例えば、鹿島の山林等の中に家を持っておつて、その親族等がわからないという場合もあるんじゃないか。じゃ、そういう場合というのはどうなるのでしょうか。撤去をしたにしても、費用がかかるわけですけども、その費用は請求しようがないということになるんですか、それとも、ずっと探し出して、あくまでも取るという形になってくるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

ことし5月から空家特措法というのが施行されまして、その中で規定されているのが、今までは当然、税務課のほうでは、固定資産の賦課徴収をしている部署ですので、その所有者については、空き家であるか、そうでないかにかかわらず、把握しているところでございます。今度の空家特措法の施行によりまして、私たち危険空き家対策を行っている総務課でも、その税情報を目的外利用で入手することができるようになったということで、我々が所有者を探すために税情報を使えることになったというのが、この空家特措法になります。

この空家特措法で所有者を特定して、行政代執行をするということになります。一旦我々が費用を業者とかにお支払いすることになりますけれども、最終的にはその所有者に全部かかった費用を支払ってもらおうということになりますので、最後は義務者が納めるということになります。

税務課のほうで絶対わからないというような部分については、土地については登記がされておると思いますので、そういったところからでも把握ができるかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

行方がわからないというのは、相続というのは、例えば、兄弟が五、六人おんさつて、五、六人で相続していますと。これをまだ登記していなかったということもあり得ると思うんです。特に、親族の方が都市に行っておられて、こっちには余り帰ってきたこともないというような状況になってくると、そういうことが生まれやすい、生まれがちだと思うんですね。都会の人たちというのは土地は高いもんだと思っておんしゃるけんが、高く売れるだろうと

思っておんしゃるけど、実際はそんなに高く売れません。

だから、そこら辺で、うまく所有者が特定できるのかなという懸念があったからこの質問をしていますけれども、そういう懸念はありませんか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

そういった懸念は確かにあるかと思っております。相続人がある程度わかれば、相続人の中のどなたかに連絡をして、まず、行政代執行をすぐにやるというのではなくて、指導、勧告、助言、行政指導をしていながら御相談をするという手続になりますので、相続人のどなたかに相談をすることから始まると思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

では、視点を変えますけれども、空き家というのは鹿島はかなりの数がありますね。まだ使えるところもあると思いますし、多分、老朽化して危険だということもあると思うんですね。その特定空き家というのを誰が評価をするのかなということなんですけど、どなたが特定空き家を認定していくのかなということなんですけど、どなたがされるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

誰が判定するかということですが、総務課で把握している空き家については、先ほどから申し上げておりますように、危険空き家ということで、空家特措法の第2条第2項という特定空き家ということになります。この特定空き家というのは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態とか、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それから、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、このような状態のものを特定空き家と言うことになっております。

この特定空き家の判断基準というのが、国である程度定められたガイドラインというのがありますので、それに基づいて判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

要するに誰が見ても危険だという状態の空き家だということの判断でよろしゅうございませぬ。

じゃ、特定空き家以外の空き家、まだ特定空き家まで行っておらんばってんが、大分住んどんしゃれんと。長い間、住んでいないと。その判断基準というのはどこにありますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

その特定空き家かどうかの判断基準というのが、先ほど申しましたように、ガイドラインがあるということですが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態というのが、例えば、柱が斜めに傾いているとか、基礎が変形しているとか、土台が腐っているとか、屋根が変形しているとか、そういった状態ですので、かなり危険空き家と。隣近所の方に害を及ぼすような状態であると。あと、植木が植わっている場合は道路にはみ出しているような状態とか、そういったある程度のガイドラインがありますので、それを見て特定空き家ということにしております。

特定空き家になれば、いろんな罰則規定とかございますので、慎重にそこは対応しなければならぬと考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

特定空き家になる前の空き家についての固定資産税の課税は、これはどういうふうになりますか。従来どおり住宅の特例控除が適用されるのかどうか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

特定空き家になる前の空き家に対する課税についてでございます。

いわゆる空き家であっても、家屋としての要件を満たしている限り、これは通常の家屋と同様に課税の対象となるものでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりました。

もう一回、ちょっと固定資産評価に戻りますけれども、今、専門家の方たちが固定資産の評価をなさっていると思うんですね。その中で、例えば、実勢価格、時価に詳しい方たちがその中に入っていますか。実勢価格に詳しい方。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

土地の評価につきまして、実勢価格に詳しい方がそれにかかわっているか、入っているのかという御質問だったと思いますが、土地の評価につきましては、地価公示法でもそうですが、不動産鑑定士による鑑定評価を行わなければならないというふうに規定がございます。そしてまた、不動産の鑑定評価に関する法律でも、その旨、規定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこはわかりました。公正な評価をされていると私も思います。ところが、鹿島市の不動産の売却情報というのがあります。その売却情報は多分お持ちじゃないと思いますから、かなり公示価格と比べて安いという表示をしたような売却物件があります。ですから、実際はそこら辺でどっちが本当なのかなという部分があるんですよね。今、売りに出ているのはほとんどが住宅地なんですけれども、住宅地が坪当たり50千円とか40千円とかいうふうな数字のところがあるんです。そこら辺は実勢価格が90千円ぐらいのところなんですけれども、そういう売り方をされているところもあるんです。

だから、ある意味でいったら公示価格をうまく利用して商売しているという言い方もするんですけれども、ですから、そういう状態があるから、評価というのがどうなっているのかなど。現実に売買をしている人たちの情報というのが評価に入っているのかなどというのがあったものですから、この質問をしました。

ですから、正確な不動産の評価をしていただきたいということで、やはりある意味では、そういう実際の売買の情報ということも頭に入れていただいたほうがいいのではないかなど思ったものですから、こういう質問をしました。

ということで、あと4分ございますけれども、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。——ある。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

済みません、失礼します。

先ほどの評価についてでございます。

不動産鑑定士による評価については、先ほど来申し上げました地価公示価格、地価調査結果、前回の評価額からの下落等々を参考にしつつ、先ほどおっしゃいました売買実例価格、これももちろん不動産鑑定士の方は市内に精通をされてある方ですので、売買実例等も参考にしながら、そしてまた、特殊事情を排除した正常な価格として鑑定評価を行っております。以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

いよいよ終わります。きょうは本当にありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

皆さんおはようございます。9番議員の角田一美でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

通告している質問は、大きな項目として、1番目に、農業・農村の課題解決に向けた実践と支援について、2番目に、酒造好適米、いわゆる酒米の確保対策と支援について、この2項目について質問をいたします。

これまで鹿島市では、第五次総合計画で、保健、福祉、医療の充実を掲げた「医」、豊かな地域資源を生かし雇用の創出と拡大を掲げた「職」、安全・安心、快適な暮らしの実現を掲げた「住」、この医・職・住の充実が人口減少の歯どめにつながると考え、全力で取り組んでこられたと思います。

この第五次総合計画の反省を踏まえて第六次総合計画の策定を今進めておられると思えますけれども、この第五次総合計画の一定の成果は上がってきているということでありましてけれども、目標に対する達成状況では産業振興部門においては取り組みがおこなわれているのでは

ないかというふうに感じております。これを確かなものにしていくために、国、県の地方創生の動きに連動して鹿島市独自の取り組みをさらに加速していく必要があります。

鹿島市まち・ひと・しごと総合戦略に取り組んでおられますけれども、市民を初め、企業や関係団体などと一体となって鹿島市の現状や目指すべき方向、目標などを共有して、全力で取り組む必要があります。

そこで、今回は取り組みがおこなわれている農業振興部門について絞り、質問をいたします。

1番目の農業・農村の課題解決に向けた実践と支援についてであります。1つ目は、農業の担い手育成支援について質問をいたします。

若い後継者が農業に夢を持つことができるように、厳しい環境の中でも企業的経営感覚で高収益を上げておられる認定農業者や農業法人等の優良先進地事例等を実地研修させ、生産部会会員の後継者や新規就農希望者の技術習得、こういったものを行政のほうでも支援していただいて、農業経営に関心を持つように取り組んでいただきたい。こういった鹿島市独自の支援制度が設けられないのかどうか、お尋ねをいたします。

あわせて、担い手支援制度については、国、県、いろんな支援制度を設けて取り組んでおりますけれども、この利用状況の実態についてもあわせてお尋ねをいたします。

最近の農業・農村を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いております。今後5ないし10年で農業従事者の高齢化が一段と進み、離農・離村者の増加で担い手不足が大変心配されております。いろんな課題も深刻化しております。

先日、JA鹿島の役員の皆さんと文教厚生産業常任委員会の議員との間で意見交換会をしました。そうした中で、切実な意見等をお聞きしました。その中で、やはりJA鹿島管内の統計資料を見ても、農家である正組合員数は平成27年6月30日現在2,378人でありましてけれども、平成10年3月31日と比べますと、この17年間で512人減少をいたしております。これは毎年30人以上の方が減少しているということになります。また、農家戸数では、平成22年の農林業センサスによりますと、65歳以上が53%、40歳から64歳の方が39.4%、40歳未満が7.6%と、非常にアンバランスの状況になっております。今後、鹿島市内で仮に75歳以上の農家の方が80歳に到達されて順次離農され、後継者がいないとした場合、約300戸が離農することになり、毎年60戸程度が離農される計算になります。七、八年後には農家戸数も800戸と、現在の戸数から半減する可能性があります。

JA鹿島の方によれば、農家数の減少でJA組織が非常に弱体化してきている。後継者の減少で青年部の会員が激減している。生産組合長のなり手がいない、あるいはまた、農家であっても女性部の会員になられる方がおられないということでもあります。

また、JA鹿島管内の農産物生産量、販売金額の推移を見ても、鹿島の産地である果樹関係は平成元年は2,633,000千円ありました。これが平成26年では938,170千円、実に約17億円減少をいたしております。当時の35.6%になります。主たる温州ミカンの減少が15億

円、中晩柑、伊予柑の減少が2億円、こういった形で約17億円が減少をいたしております。

また、平たん部の米麦、農産の売上高は、平成元年の1,830,000千円から平成26年では490,000千円、1,340,000千円が減少いたしております。減反政策等で販売高は減少いたしておりますけれども、鹿島の管内には米交付金等が約7億円交付されておりますけれども、これを差し引きますと実質、農家の手取りとしては約640,000千円減少いたしております。また、畜産部門については、平成元年の825,000千円から平成26年では531,130千円、これも約3億円程度減少をいたしております。当時の64.4%に当たります。野菜部門については、最近、非常に頑張っておられます。平成元年の954,000千円から平成26年は1,605,790千円と約650,000千円程度増加いたしております。この野菜部門については168.3%というような状況ですけれども、生産量にしましては約2.3倍程度ふえております。特にタマネギ、トマト、キュウリ、アスパラガス等の伸びが非常に著しいです。また、高齢化が進んでいる中でも、イチゴ等は非常に健闘をされております。

こういったことで、農畜産物の総販売高について見てみますと、平成元年の6,242,000千円から平成26年では3,565,250千円と、実に2,676,750千円が減少いたしております。当時と比べますと実に43%減少いたしております。

このように農業・農村が厳しい環境に追い込まれており、思い切った農政のこ入れが必要だと思いますけれども、第五次鹿島市総合計画での産業部門での最終年度、いわゆる27年度での達成見込み、こういった達成状況をどの程度と見ておられるのか、また、これを踏まえて、今後、第六次鹿島市総合計画の策定に当たって、この非常な落ち込みの現実を捉えて鹿島市の農業の青写真をどのように描いておられるのか、まずこの点を市長にお尋ねいたします。

次に、人・農地プランづくりをいろいろな農業集落で進めていただいております。集落営農、農事組合の営農組合の法人化が進められておりますけれども、非常に頑張っておられる中核農家からも後を継ぐ農業者がいないと、このままでは農業を継ぐ者がいなくて、5年ないし10年後には必ず不足すると言われております。現在進めておられます人・農地プランも絵に描いた餅同然だと非常に心配をされております。

行政、JA、農家の方が連携協力して新規就農者を育て、プロ農家を育成するための仕組みづくり、後継者応援プロジェクトに早急に取り組む必要があると思いますけれども、この考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、担い手組織の活動についての支援はできないのか、お尋ねをいたします。

若者の地区外転出が続き、農村では高齢化が一段と進み、集落での共同作業が困難になってきております。荒廃農地がふえるにつれ、農道や水路の管理が行き届かず、担い手農家への負担増、あるいは新規就農意欲者への阻害にもなっております。担い手組織が集落での共同作業や高齢者支援ができる鹿島市独自の支援制度は創設できないのかどうかをお尋ねいた

します。

次に、大きな2点目として、鹿島市農産物の販路拡大に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

共同直売所の建設による鹿島農産物の販路拡大が必要ではないか、いわゆる地産地消を図る必要があるというように思っております。地産地消を進めるためには、鹿島市の農産物が市民の手に入りやすい流通販売体制をつくる必要があります。また、鹿島市農産物の市内外での販売を促進するためのブランド品づくりを進め、また、農産加工による新たな商品開発が急務であります。道の駅「鹿島」は鹿島市全体の農産物の販売拠点、鹿島市特産物の供給基地、地産地消の拠点となっているのか、また、なっていないとすれば、今後なり得る構想があるのか、まずこれをお尋ねいたします。

また、農業生産物には、ブランド品、準ブランド品、いわゆるレギュラー品、規格外品、いわゆる加工品向け、こういったものが出てくるわけですが、販売先をそれぞれ仕向けて農家の所得を全体的に引き上げる必要があります。こういったことで、共同直売所、道の駅等については、その仕向け機能を持たせて地産地消をもっと推進すべきだと思いますが、鹿島はこの点がおくれているような感じをいたしております。

こういった共同直売所の充実、あるいは定期市の開催、スーパーと連携した直売の拡大が必要だと思います。今後、観光のまちとして鹿島を活性化するためには、商業や観光と連携した直売施設の整備、拡充、商店街等と連携した直売の実施、飲食店での地場農産物の利用拡大、あるいは学校給食での地場産品等の利用拡大、こういったことを目指した核となる共同直売所の建設について、JAあたりでは非常に取り組みがおくれています。こういったものについておくれておりますけれども、こういったものに取り組みたいというような意向もありますが、この構想について鹿島市としてどういった考え、あるいは後押しする考えがあるのか、市長の所見をお伺いいたします。

あと一問一答で、鹿島市、JAが一体となった消費宣伝、販売活動の実施支援について、あるいは海外進出に向けた販路拡大の取り組みについてお尋ねをいたします。

また3点目に、地域特産品、ブランド品づくり等についても、あわせて一問一答の中でお伺いします。

次、2番目の酒造好適米、いわゆる酒米の確保対策と支援についてお尋ねをいたします。

平成23年度にイギリスで開かれました世界規模のワイン品評会、インターナショナル・ワイン・チャレンジで富久千代酒造の鍋島大吟醸が日本酒部門の最高賞チャンピオン・サケ、世界一受賞を機に、県産酒の知名度も高まり、佐賀県産の日本酒の平成26年度の輸出量が対前年度比で1.5倍になるほど好調であります。世界的な和食ブームを背景に日本酒人気が高まる中で、原料の酒米づくりが需要の伸びに追いつかないために増産が行き詰まっているとの声も聞こえてきますが、実際、鹿島ではどうでしょうか。

日本酒の海外輸出額は、国税庁の統計によりますと、2013年の輸出額は105億円で、10年前の2.5倍に増加しております。各地の酒造蔵元からも酒米が足りないとの声を受け、農林水産省は2014年度から酒米の増産分を生産調整、減反の対象から外されたわけですが、酒米メーカーの注文量が減反枠を超える場合、酒米生産農家が作付できることになりました。主産地であります兵庫県などでは増産計画をいち早く立て、さらなる増産に向け、三木市などでは産地独自の交付金制度を設けるなどして後押し支援がなされているところであります。

鹿島市では、酒蔵ツーリズムで全国的に名を上げ、イベント2日間で観光客も5万人を超えるまでに成長し、今後、鹿島市は酒蔵ツーリズムのまちとして通年イベント等、発展し続けて地域振興を図るためには、鹿島産の酒は鹿島の酒米で確保し、酒蔵にぜひとも生き残っていただきたいと、こういうようなことであります。

今後、酒造会社が必要とされる酒米が確保できるよう、生産から販売、そして、消費拡大を一体化して地域振興が図られるよう酒米の安定した生産供給体制の確立が急務と思われま

す。

そこで、お尋ねします。

酒米の需要と生産の現状について、市内の酒造会社が必要とされる酒米の供給体制として市内農家の酒米の作付面積、生産量の現状、酒蔵の必要量に対する充足率はどの程度なのか、まずお尋ねします。

その後、一問一答で今後の増産計画と支援方策等についてお尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。答弁をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

それでは、私を御指名になったもの、あるいは私のほうから答えをしたほうがいだろうと思うものをお答えしたいと思います。

1つは、農業の投資といいますかね、これからの第六次に向かってどういうことであろうかというお話があったと思います。

どういうスパンで見るかですが、かつて干拓事業をこの地域はやってきました。それから、パイロット事業も果樹についてやってきましたけど、そのころのことはさておきまして、最近、そうですね、平成に入ってからと言ってもいいのかもしれませんが、農業投資がおくれているという御指摘がございましたけれども、私も実はそうではないかと思っております。

これはいろんな理由があるんですよね。片方では、鹿島の農家の関係者の方、あるいは農業関係者の方、外から鹿島を見ている人を含めて、鹿島は自他ともに農業先進地ではないかというような判断が、先にかなり投資がされているという前提で、進んでいるまちだという評価があったと思いますし、それがあり続けると思っていたのかもしれないというのが1つ。

それから、いろんな事情から他の地域に比べて農業投資と申しますか、農業予算が非常にシェアが減っております。端的に言えば、20年ぐらい前と比べると、正式な数字は見たほうが良いと思いますけれども、農業予算は半減している可能性があります。それやこれやを突き合わせると、印象を持っておられる農業予算が減っているんじゃないか、農業投資が少ないんじゃないかというお話は、そのとおりだと思われる面があると思います。

そこで、じゃ、どうするんだと。現在、第六次総合計画のためにいろんな作業をやっております。その中で、産業の振興、農林水産の振興というのは大変重要な地位を占めていると。大事な政策だと思っております、具体的な青写真はこれから落としていくわけですが、ちょっと詳しくお話をしてみますと、私は地理的には鹿島は農業部門でほかの地域に負けるというよりも、むしろ有利な立場に立てる条件はいっぱい持っていると思うんですよ、歴史的にも地形的にもですね。それが1点。それから、じゃ、これから何をしていこうか、成長産業として鹿島がやっていくにはどういうことがいいたろうかといったときに、よく言われるのがと申しますか、外の人から見ると余りに条件がよ過ぎるもんだから、何でもできるから、それぞれがチャンピオンになれないという面があるわけでございます。

そこで、平たん部についてちょっとお話をしてみますと、米麦、大豆、野菜生産等々は水田利用を高度にしていくと申しますので、そのためにこれから政策を組み立てていかなければならぬし、これまでの政策も手当てをしないといけません。米政策の見直しが行われますので、そこをよよく意見をすり合わせて、消費者のニーズに合わせた生産振興をどうするかという政策を組み立てていかなければならないと思っております。

それから、中山間地域では、この地域の特性を生かしました新しい作物を導入するためにどういふふうなものを取り入れていくかということですね。例えば、一例を言えば、薬用植物みたいなものを取り入れていくかどうかとか、これまで手をつけたことがないものを取り入れていくとか、それから、最近では全国でトップレベルの花だとか、スイートコーンだとか、やや突出して優秀なものも我が産地では持っております。マンゴーもございまして、そういうものを一般化していくことがいいのかどうかとか、そういう議論をしたほうが良いと思います。そのうちでも得意わざの果樹経営につきましては、消費者のニーズは、どちらかというと甘み、糖度に傾斜をしておりますので、そっちのほうの品種構成に気を配っていくかというようなことを考えて、1つは品質の向上。これは大都市の市場に行きますと必ず言われるのが品質問題です。市長、あんた我がどんが一番よかと思うととね、食べてみんしゃいと必ず言われて、現物を食べさせられます。そういう品質の向上と農家の所得がふえるためにコストをどうやって下げていくかというようなことで効率的な経営を目指さないといけません。

平たん部と中山間地域に限って言いますと、そういうようなことを頭に置きながら組み立てていくと。これからは、お話がございましたように、両方はなかなか難しいかもしれませ

んから、何とかして投資を集中的に効率的にしていくというようなことですね。それから、鹿島市が進んでいると思われるのには6次産業化というのがございますから、これを有効に活用していくということも一つの方法ではないかと思っております。

そういうことを念頭に置きながら、これから具体的な青写真に落とししていくということで、今現在、作業を進めているということでございます。

それから次に、共同販売所のお話がありました。この共同販売所というのはしばしば出てくる話題ではございまして、決してユニークなアイデアではないんですけど、本当は必ず検討しないといけないという問題、大切なことではなからうかと思っております。

そのときに一つだけ注意をしておいていただきたいのは、地産地消という言葉をお使いになったわけですが、本来、地産地消というのは地元で食べるという意味でございますから、外に対しての発信というのはそれほど内容としておりませんので、片方で地産地消といった場合には、外向きにブランドを確立するというのとはやや相反する意味を持つことがありますので、そこは一つだけ注意をしておいていただければ我々のほうも助かるということでございます。

その場合、一口に共同販売所と言っても、実は千差万別なんです。いろいろなものを御承知だと思いますが、鹿島でも10カ所ぐらいございますすよね。例えば、無人のものから、ほとんどスーパーに近いものまで。佐賀県でいえば、知られたものだけでも現在100カ所ぐらいございます。だから、議論、検討するんなら、対象とか条件をある程度絞って議論しないといけない結論にはならない。いい結論を得るためにはある程度絞らないといけないだろうと。研究倒れにならないようにしたいということではないかと思えます。

チェックのポイントが幾つかありますけれども、1つは、規模とか参加人員をどうするか。よく言われるのは、集落型といって、せいぜい50人ぐらいまでの共同販売所、顔を知った人ばかりでやるというのが集落型と言われている。それから、地域型というのは、ある地域の都市ぐらいで、お互いには知らないかもしれないけど、コントロールするセンターがあるというぐらいで、かなり大きな組織ですし、地域型になったら必ず管理部門が独立をしていることが上げられます。そういうことをどう考えるかというのが1点ですね。

2つ目が対象品目、これはさっき言いましたように、鹿島はいろいろなものができますから、何でもつくって何でも売ろうと思うと、やや危ないかもしれない。例えば、お隣の白石では主としてレンコンだとか、そういうものに絞って宣伝をしておられるという部分もございます。そういうものと、さっき言いましたように、平たん部、土地利用型農業の対象品目、米麦、大豆、それから野菜、タマネギですかね、そういうものを一体どうやってこの中に取り込んでいくかということも、対象品目をどうするか。内向けと外向けでは少しやり方が違ってまいります。

3つ目、これが本当は一番大事なところなんです、じゃ、誰がやるんだという話なんで

すよ。特にJAとの関係をどういうふうに整理して、これで臨むか。このところで失敗するか成功するかの分かれ目なんです。きちっとそこをあらかじめ決めておかないと、成功、失敗の鍵になることが多いということでございます。

それからもう1つ、じゃ、業務の軸足をどうしておくかということですよ。どちらかというと集荷に軸足を置く、どちらかというと農協型、JAさん型になると思います。販売に軸足を置く、これはスーパーがそれに近いですよ。ただ、販売に軸足を置いた場合には、既存の業者が既にならざるを得ない。青果物を扱ってられる方とか、既に立地をしておられる共同販売所的な方々との整理をどうするかなというのがありますね。

最後、これは恐らく念頭におありだと思いますが、どんなモデルを我々とはいうか、御提案、目指していかれるんだろうかということだと思います。近隣といいますか、県内にもさっき言いましたように100個ぐらいあるんですけれども、よく知られているのが唐津とか三瀬とか、山内町にもございます。近隣にも幾つかございます。さあ、どういうスタイルを目指していくかなと、こんなことをよくよく議論して定めないと拡散をしてしまうということだと思いますので、議論のチェックすべきポイントを上げておきました。

ただ、一般論でいいますと、朝市スタイルとありますよね。朝市から発展をしていって拡大型になったものが成功した事例が多いと言われております。いきなりでかいのをぽんとつくって、さあどうすると、これはなかなか、正直言って農産物の共同販売所としては余り成功事例として見られていないということです。

もう1つ大事なのが、中核となる人材をどうやって確保するか。農業生産をしながらとなった場合には非常に難しいし、プロを置いた場合にはスーパーと似たような話になってしまう。ここでよく上げられるのが、御承知の三瀬のお店のところで人材を上げられますが、これはお一人じゃなくて複数がいいんじゃないかと思っております。

3つ目が、じゃ、行政がどうやってかかわっていくか。行政がかかわりますと、正直言ってスタートからある程度の規模を想定してしまうんですよ。特に補助、援助、融資、かかわってきますと、ある程度の規模が要求される。極端に言うと、ある意味で当たり前なんです。例えば畜産物で事例を言いますと、建築基準法をきつく運用するみたいな話になってしまいますから。実際は共同販売所は違うんですよ。助成というのはそういう面がありますから。一般論としてというか、たくさん事例を見て、行政主導型は行き詰まることが多いと言われております。今から考えるとすれば、成功事例と失敗事例をよく勉強しておくことと、これが大事だと思います。

鹿島としては、現在、七浦にございます道の駅「鹿島」に国の援助を得てどうやって整備していくか、今年度中に詰めて結論を出して、来年度から着手をするという作業が既に始まって動いています。重点「道の駅」になっておまして、国交省のバックアップを受けておりますから、当面、ここに作業は集中をするということでございますので、このことはお

考えただいていたほうがいいのかなど思っております。

最後に、時間がございませんから、山田錦と申しますか、これは古くて新しい問題なんですよね。私のほうからお答えしておくのは1点だけでございまして、この前、実際作付をしておられる方々の代表の方と蔵元の方とJAの関係者の方がお見えになりまして、そのところでお話をしたのは、本当に何をどうやって手を打てば山田錦の生産量がふえて、蔵元さんも御要望の量が手に入るようになるだろうか、それについて関係者で率直な話し合いをしましょうねということになっておりまして、いわば勉強会みたいなものがこれから動いていくんじゃないかと思えます。品種にはプラスの面と、非常に栽培がしにくい、台風に弱いとか、いろんな事情がございますから、そういうのを踏まえながら関係者の中で一つ一つ課題をこなして、どういうふうな形で進めていくかということの話し合いを始めていただくということが了解されていますので、これを見ていくと同時に、必要なアドバイス、情報提供をしていければと思っておりますのでございます。

残余は担当の部長なり課長からお答えいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁の途中ですが、午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。有森産業部長。

○産業部長（有森滋樹君）

私のほうからは、農林水産業費の推移についてと第五次総合計画の産業部門について御説明申し上げたいと思えます。

農林水産業費の推移につきましては、議員が生産物の生産高で平成元年と26年の比較で説明されましたので、それにのっとって説明させていただきます。

平成元年度でございますけれども、決算ベースで歳出総額9,734,000千円に対しまして、農林水産業費1,294,000千円、構成比といたしまして13.3%となっております。平成26年度の決算ベースですが、歳出総額14,708,000千円に対しまして、農林水産業費813,000千円、構成比5.5%となっております。農林水産業費だけ比較いたしますと、平成元年から平成26年に対しましては62.9%ということで、減少しているという事実でございます。

ただ、農林水産業費につきましては、土地改良事業等の基盤整備があった場合は事業費が膨らむということもございますので、一概に比較はできませんけれども、減少になるということですので、今後、てこ入れも必要かと思っております。

次に、第五次総合計画の農林水産業を含めました産業の振興について申し上げます。

目標を定めて5年間で集中して取り組む施策につきまして、事務事業の評価といたしまして進捗状況を出しております。その中では、農業、林業、水産業の進捗状況につきましては、平成27年度見込みでございますけれども、進捗率82%となっております。第五次総合計画の全体での進捗率は84%となっておりますので、決して農業、林業、水産業の第五次総合計画の進捗率が悪いということではないと思っております。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

議員のお尋ねの件について順にお答えをいたします。

まず、1つ目の後継者や新規就農者が技術習得ができ、農業経営に関心を持つような鹿島市独自の助成制度、それから、国や県の支援制度についてのお尋ねについてでございます。

現在、市の単独事業としましては、市外から転入されて新たに農業に取り組まれる方への支援として、鹿島市新規就農者定着支援事業というのがあります。支援の内容としては、2つから成っておりますが、1つ目は、就農者本人が就農開始されてから最長3年間、毎月30千円の助成を行うというものです。それから2つ目につきましては、その就農者の方が市内の農家さんのほうで農業技術の習得や経営ノウハウの習得を目的に研修をされる場合、その受けていただく農家さんに対して研修費として月額30千円を最長2年間助成を行うという内容になっております。平成23年度から行っておりまして、今まで9名の方が利用されております。今年度は2件の農家で4名の方が研修を受けられる予定となっております。

それから、国の施策として、1つ目に、農の雇用事業というのがあります。これにつきましては、農業生産法人などが新たに就農希望者を雇用して実施する雇用者の研修ですね、これは農業生産技術の習得、経営ノウハウの習得といったものに対しての助成をされるということで、研修費ということで雇用される就業者に対しても月額で最大92千円、最長2年間になっております。それから、指導者研修費ということで、雇用する法人等に対して月額最大36千円、これも最長2年間の助成を行うというものです。今年度、市内においては3名の就業者の方が3つの農業法人等で受給をされているという状況です。

それから、同じく国の制度としまして、もう1つ、青年就農給付金、準備型というふうな制度がございまして、これは就農をされる前に、県が指定した研修機関において最長2年間研修を受けられる場合に年間1,500千円を給付されるというふうな内容になっております。これにつきましては、就農予定時の年齢が45歳未満であることという要件がついております。これにつきましては、今、鹿島関係者の方は1名、この準備型を利用されてございまして、今年度、また同じく青年就農給付金の経営開始型ということで、実際経営をされる方に対して5年間1,500千円の給付がありますけれども、そちらのほうに移行をされるというふうな予

定になっております。

市や国の支援策については以上のようになっております。

続きまして、次の質問でありました行政やJ A、農家が連携して就農研修生を育てる仕組みづくりということで、これにつきましては、まず今、先ほど申しましたようないろんな支援制度の中で、鹿島市内ではここ数年、毎年10名を超える方の新規就農がなされております。平成26年度におきましては、18名の方が新たに就農をされています。この18名の方の内容を見ますと、新規学卒の方が3名、Uターンの方が11名、うち1組が夫婦の方です。それから、新規参入として1名の方、あと、法人への就業ということで3名の方がいらっしゃいます。作物の作型については、米麦については1名の方、露地野菜2名、施設野菜が6名、果樹で8名、花の方が1名というふうな、どちらかというとな施設園芸のほうをされているというふうな傾向が高いようです。

このような中で、議員が言われますように、地域農業の担い手の確保のために、こういった後継者や新規就農者が夢と希望を持って農業に取り組めるような環境づくりということは大変大事なことだと思います。国や県、市、関係団体などにおいて新規就農者の確保、後継者育成のためにいろいろな面から多くの制度や支援策に取り組んでいるところです。

議員がお尋ねの行政やJ A、農家が連携した体制での新規就農者の育成とプロの農家を育成するための仕組みづくりについてお答えをしたいと思います。

現在、鹿島・藤津地区の管内において、地域ぐるみで若い就農者を確保し、農業者として育てていくことを目的とした藤津地区青年農業者等育成対策協議会という組織があります。この協議会は、各市町の行政、農業委員会、J A、県の農林事務所、普及センター、それから、管内の指導農業士、女性農村アドバイザー、青年農業士、佐賀農業高校で構成されています。この協議会の取り組みとして、ニューファーマー支援事業というものに取り組んでおります。内容としましては、就農希望者の相談対応、それから、新規就農者を対象にした農業に関する基礎的な研修、そして、就農後の経営の安定と定着のための個別支援など、就農時における段階に応じた支援を行っております。

具体的な内容としましては、まず、新規就農者を対象にした講座ということで、作物栽培や土づくりなどの基礎的な講座を平成26年度に年4回開催しております。テーマとしましては、土壌診断、野菜栽培の基礎、果樹栽培の基礎、それから病虫害防除の基礎、こういったことをテーマに、市内の方が延べ16名参加をされております。それから、農業経営に関しては、農業簿記講座ということで年6回、同じくパソコンソフトを利用した農業簿記講座を年8回開催して、市内の方もそれぞれ参加をされております。

それから、同じく新規就農者を対象にした視察研修等についてですが、毎年、鹿島・藤津の新規就農者の方が一堂に集まっただいて、この協議会のメンバーによって激励会というのを行っております。この激励会の折に、終わった後で同じ管内の先進的な農家、それか

ら新規参入された先輩の経営などの視察研修ということで、26年につきましては3カ所、アスパラ農家さん、バラ農家さん、それからミカン農家さんでの視察を行っております。これにつきましては、鹿島の方が12名参加をされているというふうな状況です。

それから、関係機関との連携によるプロの農業者の育成という面についてお答えをしたいと思います。

こういった若い農業者の栽培技術や経営の状況を個別に見ながら、状況に応じてサポートし、地域の農業者として育てていくための取り組みということで、若手農業者を対象に経営確立・定着支援活動ということで、個別巡回による栽培技術や経営指導ということで、鹿島・藤津管内の10の経営者、若手の農業者をそれぞれ巡回して、栽培技術、それから経営の内容について巡回指導をするような活動を行っております。それぞれの農家について、年間10回ほどのこういった巡回ということで取り組みを行っております。

それからあと、作物部会単位で見たときに、若手メンバーが多い部会というのがありますけれども、こういった部会の中の若手メンバーを対象に、作物の栽培研修、現地巡回指導というような取り組みということで、今年度は鹿島市と太良町のイチゴ部会の中の若手メンバー14名の方を対象に年4回の研修会、巡回指導ということで計画をしております。

市としましては、今後も国や県、近隣市町とともに、JAや地域の農業者と連携してこのような取り組みを継続していきながら、新しい就農者が地域の担い手として定着につながる取り組みを進めていきたいと考えています。

続いての質問ですが、集落で共同作業や高齢者の支援を行うような支援制度ができないかというふうなお尋ねでございますが、市内の農業者が今、高齢化、後継者不足ということで、各集落においても耕作放棄地の増加、それから、農道、水利施設の維持管理作業等の負担が大きくなっており、将来的な不安を抱えている状況があるということです。地域農業や農村を維持し持続させていくためには、やはり担い手の確保、育成が重要であると考えています。

こういった地域農業や農村の機能を維持し、共同活動の取り組みへの支援の施策ということで現在行われておりますのが、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金というのがありますが、これにつきましては市単独ではございませんが、国、県、市それぞれの負担の中で行っております。

まず、多面的機能支払交付金ですが、地域での共同取り組みによる農業・農村の多面的機能を有する地域資源、これは農地とか農業用水、農道といったものの保全や質的向上を行う地域の共同活動の支援ということで、活動組織ということで市内で7組織、それぞれの地区、または大字単位で組織をされております。

活動の内容につきましては、それぞれ7組織の集落単位で行われる農業施設の維持活動、除草とか泥上げといった維持作業、それから、コンクリートの補修だったり簡単な補修、そういった面の活動、それからもう1つは、長寿命化ということで、大規模な改修、更新など

に対して支援がされるということで、これは27年度予算額ですが、交付金額は総額で117,000千円というふうな金額になっております。これについて、国が50%、県が25%、市が25%というふうな負担を行っております。

それから、中山間地域等直接支払交付金、これにつきましては、平地と比べて農業生産が不利な中山間地域での農業・農村を維持していくため、地域の共同で行われる農地を維持管理していくための活動の支援として交付されます。現在、27年度は新たな第4期対策の初年度ということで現在取りまとめ中ですので、平成26年度の実績ということで、活動組織が36集落、中山間地域の集落にあります。交付金の総額が103,000千円です。これにつきましても、同じく国が50%、県と市が25%ずつということになっております。

地域の共同作業、集落の機能維持のために、こういった制度を今後も有効に活用していただきたいと考えております。

それからあと1つ、酒米についてのお尋ねです。市内の酒造会社が必要とされる酒米の供給体制ということで、市内農家の酒米の作付面積、生産量の現状、必要量に対する充足率ほどの程度かというふうなお尋ねでございます。

国内の米の消費が減少してきている中で、地域の水田農業は厳しい環境となっております。その中で、鹿島の誇れる産業の一つである日本酒づくりに必要不可欠な酒米については、特に地元産の原料でつくられたお酒という付加価値を与え、また、地域の水田農業の維持発展においても、市内における酒米の生産が大変意義のあることだと考えております。

現在、鹿島市内で生産されている酒造好適米としては全量が山田錦となっております。農家で生産された山田錦はJAに出荷されますが、蔵元さんとの直接の取引ではなく、佐賀県酒造組合と佐賀県農協との契約により取引をされることとなります。具体的には、佐賀県酒造組合が県内の各蔵元が県内産地ごとで希望される山田錦の数量というものを取りまとめ、JAさが本所に要望をされます。JAの本所は、各地区の秋の出来高の結果によって酒造組合と取引数量を決めて契約を行うこととなります。その数量に応じて酒造組合のほうで各蔵元の引き受け数量を割り当てる流れということになっております。

この仕組みの中で、昨年度、平成26年度の鹿島市内の蔵元が希望された地元産の山田錦の数量というのが、俵数で1,558.5俵、約93トン、それから、この年に市内で山田錦の生産された量というのが1,089俵、65トン程度です。この鹿島産のうちに市内の蔵元に配分された量というのが973.5俵、58トン程度になっております。市内の蔵元の希望数量に対して、62.5%の充足率ということになっております。

なお、鹿島産の65トンのうち、鹿島の蔵元に配分された比率というのは89.4%ということになっております。

以上、終わります。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

どうもありがとうございました。

担い手の育成につきましては、私も非常に勉強不足で、国の制度等については、この間、市議団6名で農林水産省に直接行って、いわゆる中山間地域等直接支払制度とか、そういったいろんな課題について勉強してきたんですけど、その実態については、先ほどお聞きしたとおり、わかりました。また、市単独でもいろんな関係機関と連携して、いろんな研修制度、こういったことがやられているんだなど。これを質問する前に、いろんな他県の取り組み状況、集落の中で、市単独で工夫して、国の制度とは別に、農業の方が取り組みやすいような、参加しやすいような、新たに新規の方が希望を持てるような研修制度をやっているところがいろいろありましたので、ぜひそういったやつにも取り組んでいただきたいなという形で質問しました。

今の答弁によりますと、ここ数年、毎年10名を超える方が新規就農されていると。平成26年度では18名の方が新たに就農されているということで、若干安心をしました。ただ、農家、いわゆる農業をやめていかれる方の数が非常に圧倒的に多いものですから、ぜひこういったやつも取り組んでいただきたい。今後、地方創生事業で取り組んでいただく、あるいは第六次総合計画の中で取り組もうとしている、その計画を見ても、年間5名程度しか計画が数字的に上がってきていなかったものですから、年間30名ないし50名程度やめていかれる方に対して年間5名程度で、果たしてこれで本当に鹿島の農業を持続できるのかというような心配をいたしました。

26年度も18名と。ちょっと安心しましたのは、Uターンの方が11名おられるということで、そういった形で、ぜひとも45歳未満の若い方とまではいかなくても、それ以上であっても、やはりUターンして親元に帰ってきて、親の後継をして鹿島の農業を継ぐと、こういったものについては、ぜひ積極的に推進していただき、できたら新規就農者、そういったものをぜひとも取り組んでいただきたい。

栽培作物ごとには、露地野菜農家に、施設野菜が6名とか果樹関係が8名というような形でふえておまして、若干希望が持てたような感じがいたします。ぜひとも今後とも新規就農研修制度——ただ、いろんな中核の方が心配されているのは、国の制度ではなかなか条件的に厳しい面があるから、やはり年齢に関係なく、これから取り組もうとしている方が容易に取り組まれるような、いわゆる部会の後継者あたりがどんどんそういった先進事例等の研修に参加できるような形で、あるいは市町村単独でそういった農業講演とか、あるいはいろんな取り組みをほとんど市単独でやっていらっしゃるところがあるんですけども、そういったところでの研修制度を積極的にやっていくと、そういったことについてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間との関係で、2番目の酒造会社が必要とされる酒米の供給体制としての生産拡大、これは市長の答弁にもありましたように、地元鹿島で山田錦に取り組んでいただいている研究会の代表の方から市長と議長にそういった支援要請があったと、それは我々議員全員に議長のほうからこういった支援要請があっているというのをぜひ了解しておってくれということで、我々もそこら辺の状況、取り組みについてお尋ねをした次第ですけれども、今、お聞きしますと、いわゆる酒蔵さんが希望される山田錦の数量約94トン、俵数にして1,558.5俵程度が必要、それに対して鹿島の生産の実績が——ああ、山田錦の希望数が93.5トンですね、それに対して生産量が65.3トンということで、希望数量に対して62.5%と。これは生産量から鹿島の蔵元に行く比率というのは、約9割程度は行っている。だから、生産された残りの1割程度が市外の蔵元に行っているということですのでけれども、希望数量からすると、まだまだ7割も行っていないということで、4割近く不足していると。

この山田錦の増産の取り組みについては、新聞等でも連日載っております。兵庫県産山田錦の生産量、全県の約7割近くをしているところで、いち早く新たな増産計画を立てて、市町村あたりと独自の支援組織をつくって推進しているということをお聞きしましたものですから、ぜひとも、やはり鹿島で生産される酒については鹿島で生産される山田錦を供給できるような形で。しかし、お聞きしますと、要望書等の中にもありますが、山田錦は非常に生産技術が高度で難しいと。しかも、普通食料米に対して生産数量が反当たり5.67俵ぐらいしかかないということで、なかなか新たな取り組みがないと。しかも、現在取り組んでいらっしゃる十六、七名の方でも結構高齢化になってきて、後を継ぐ人がいないということで、せつかくここまで築き上げてきた山田錦の取り組みが途絶えてはならないというような形で一生懸命そういった生産技術の研修について取り組もうとされて、増産プロジェクトをJAと一緒に取り組もうとされているわけです。

したがって、これをできたら、いろんな支援制度があろうと思いますけれども、生産技術向上のためのいろんな研修、そういったものへの支援とか、あるいは新たに取り組まれようとしている生産農家に対する種子の助成とか、支援の方法はいろいろあると思います。難しく考えなくて、鹿島で増産されやすいような形での支援をですね、どうかJA鹿島、あるいは生産農家、行政と一体となって支援の方法等について、市長のほうから今後取り組んでいきたいということでありましたので、質問はこれぐらいにして、ぜひとも実現するよう要望いたしまして、次の項目に入りたいと思います。

集落でそういった担い手が少なく、いわゆる農道、あるいは水路の管理が難しくなっているということで、制度としては、国の多面的機能支払交付金なり中山間地域等直接支払交付金制度の中で十分対応できるということで、非常に金額的にも、今、答弁がありました多面的機能支払交付金でも27年度で7組織で111,700千円、あるいは中山間地域等直接支払交付金では36集団で130,000千円程度来ているということで、非常に国、県、市一体となって

取り組まれている。この制度そのものの有効活用というか、やはり集落のそういった方々の効果的な活用というものをもっともっと宣伝していく必要があるかと思います。こういった制度があるということを知らないで、そういった方がぜひこういったものを設けていただきたいという感じですけど、ただ、市町村によっては、またそれ以外に独自に、結局、集団的な形でいろんな取り組みができない集団があると。やっぱり集落を超えた取り組み、そういったやつはなかなかこの制度で——制度そのものでは取り組まれますけれども、集落を超えた取り組みについて、取り組みやすいような形でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、大型直売所、これは市長から答弁がありましたけれども、なかなか難しいと思います。現実そうなんでしょうけれども、規模、あるいは経営形態等からいろいろ問題があるにしても、この取り組みを積極的にやっているところは、やはり農産物のブランド化、いわゆる地産地消、こういったものが積極的になされて、地域の農産物のブランド化が確立されております。そういった感じで、規模的には、一番いいのはJAさんで、ある程度管内でとれる農産物から規模的に小さいものからスタートして、各農家の作物の生産状況、量がふえるに従って規模的に拡大していく。そして、いろんな鹿島で地産地消と、いわゆる管内の市民の皆さんの消費ばかりじゃなくて、観光客として市内に来られる方が食される、そういったものについても地産の農産物をどんどん消化していく、そういった形で農産物の販売を上げていくというような感じで、これはぜひJAあたりでも取り組みたいということをおっしゃいます。ただ、そこら辺は非常に難しいでしょうけれども、そこら辺を規模なり経営形態なり、ぜひ加えてやっていただきたい。

ただ、市内には8カ所ありますけれども、本当の農家のための規模というのがなり得ていない、そういうような気がしてなりません。そういった感じで、ぜひこういった道の駅の建設については、いろんな方策が考えられますけれども、ぜひとも研究をしていただきたいと思います。これもぜひお願いしたいと思います。

それで、ちょっと鹿島市とJAが一体となった消費宣伝、あるいは販売活動の実施、支援についてちょっとお尋ねなんですけど、鹿島もそういった消費者から求められたいろんなニーズを、こういったやつをもっともっと鹿島でとれる農産物について宣伝していく必要がありますけれども、これについてもぜひとも取り組んでいただきたいですけれども、現在の消費宣伝の取り組み状況について、若干現状についてお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

お答えの前に、一つだけ、先ほど議員のほうが言われました六次総の中での新規就農者の年間の人数5名ということで、この第六次総合計画はまだ正式になっておりませんが、今の案で5名と出している人数というのは、先ほど申しました鹿島市独自の政策である市外から

の転入者に対しての支援、それから、就農される方が年間1,500千円受け取られる、青年就農給付金制度を使った方が5名を目標ということで、全体の就農者というのは、いろいろな多様な就農者があられるということで考えております。そのことだけ、一つだけ申し添えておきます。

お尋ねのJAと一体になった消費宣伝、販売活動の内容についてということですが、まず、今、農協さんのほうの取り組まれている全体的な状況というか、そこら辺についての概要を説明というか、お話をしたいと思います。

市内では、先ほど市長も申したように、いろいろな作物がたくさんとれるということで、多くの作物、主要な品目というのがあります。そういった面で農協さんのほうで生産、販売面について取り組んでおられることで、私のほうから説明できる分ということで話をしたいと思います。

まず、生産段階においては、まず、高品質化と消費者から求められるニーズに応える生産の取り組みと、それから、優良な品種への転換などに取り組まれているというふうなことになると思います。そういった生産物についての集出荷体制につきましては、体制の再編整備とか合理化によるコストの低減、それから、出荷品に対しての高品質化とか均一化の取り組みというのを進めておられる。それをもって、市場戦略としましては、生産現場と連動した高品質化の量とか率の向上をさせながら、それを大市場というか、大きな市場に向けて戦略的な市場というところを絞った中で、そこに集中的に安定的な出荷を行うということで市場に対する影響力を高めて有利な販売につなげていくということを経営として進めておられると認識しております。

こういった中で、鹿島市独自というよりも、今、農協そのものが合併という中で、JAさがみどりというふうな段階で一つになっております。こういった中で、今、園芸にしろ、いろんな販売については、そういった枠組みの中で集中的にロット等をふやしながら販売されているということで、市独自でブランドというか、鹿島のブランドという形での取り組みというのが農協さんの中ではなかなかしにくい部分というのも実際あるような状況です。

こういった農協さんの取り組みにつきまして、生産現場、それから集出荷のところ、流通の部分も含めまして、関係機関と一緒にしながら支援をしていくというふうな立場は変わりないと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。非常にいろんな取り組みがあろうかと思えます。市としても、市単独ではなかなか取り組めない、そういったものをJAと、あるいは県と連携した中で、いろんな鹿島産の農産物ができるだけ高く売れるような形でのPR、そういったものに取り組んでいた

だきたいと思うんですけれども、最近、海外進出に向けた販売開拓の取り組みを各産地が開始いたしております。今月になってからも佐賀新聞等で、佐賀市の取り組み、9月補正でそういった海外販売戦略について取り組む企業等について相当な金額を助成して取り組むと。

「ガイアの夜明け」でテレビ放映もされましたけれども、現在、航空輸送して輸送賃が高くてなかなか売れないのを、船便で輸送して、できるだけ輸送コストを下げた価格で有利に販売すると、そういった取り組みを佐賀市の一企業がですね、鹿島で竹を炭焼きして炭化材をつくって、いわゆる腐食防止用の炭化材をつくって、それをコンテナに入れて送る。こういった取り組みに対して佐賀市では予算化して、販売に対して支援をやるというようなニュースが載っておりました。

こういったものについても、今後、JAあたりでも鹿島産の根域制限栽培のミカンあたりをブランド化していきたい。農家も毎年四、五名程度の方がこういった根域制限栽培に取り組んで、かつてのようまではいかなくても、いわゆる糖度が高くて甘いミカン、こういった根域制限栽培ミカンをぜひともブランド化したいといった形で、海外戦略に取り組みたいというような形で意向を持っておられます。

そういったことについて、ぜひ支援制度を設けて、JAと一体となって取り組んでいただきたいと思うんですけれども、このミカンに限らず、鹿島産の農産物をブランド化してぜひとも取り組んでいただきたいんですけど、こういった海外販売戦略に対して、何か鹿島市独自の、前回の議会で市長あたり、香港あたりに行ってそういった市場調査的なお話をされたんですけれども、今後の取り組みとして市長はどんな取り組みを予定されていますか。そこら辺をよろしければお話をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今、私たちのまちで独自でマーケットが開けないだろうかと思って調査をしている地域としては、中国だと大連とかそういう方面、それから、上海は鹿島実高なんかもある程度パイプを持っておられますし、そういうルート、それから、香港、これは人的つながりが若干ございます。

そこで、この前、ちょっと香港に行ったときのことで一つだけ御紹介をしておきますと、想像以上に日本ブームでした。特に一番人気があったのがお酒なんですよ。それはちょっとこの際、御質問から外れますから省略をしますと、お話がありました炭化さんですね、あそこの輸送方法はとりあえず大成功しているのではないかと思います。実験も成功しましたし、私の想像をいい意味で裏切ったといいますか、想像以上だったのは、軟弱野菜も実は航空輸送じゃなくて船で送れるんじゃないかというようなことを目で見てまいりました。そう

すると、例えば、ミカンとかタマネギとか、そういうものは私たちのまちの得意わざなんですけど、もちろんそれも十分いいもの、ブランドをつくって持っていく可能性もできますけれども、余り量がまとまっていなくて、そんなに既存のルートと競合しなくて対応できるものとして、例えば、ハウレンソウとかネギとか、そういうものがあるのかなと思って戻ってきているわけでございます。

そのときに、海道（みち）しるべの一種の新規作物の研究対象として、ネギとか黒ニンニクとか、ややマイナーなんですけど、そういう品目の実験をしております。そういうものをまとまって、それを現場といいますか、農家の庭先へ移せるとすれば、安くても、航空運賃じゃなくて海上輸送で元が取れるんじゃないかと思っていますので、もう少し生産量について自信が持てたらといいますか、ちゃんとしたものができて輸送に耐えられるということであれば、少なくとも現状では現地で評判は悪くはございませんから、検討の対象になるんじゃないかと思っています。それを1つ、事例として御報告をしておきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。根域制限栽培ミカンのブランド化、それも当然、第六次総合計画、あるいは地方創生の基本戦略の中でも取り組むといった形でうたってありまして、そこら辺は安心しました。ぜひとも海外進出に向けた販路開拓、こういったことについても、やっぱり他市町村に負けない形で、先駆けてぜひ取り組んでいただきたい。先ほどの市長の答弁では、中国の上海、大連とか香港、こういったところについての鹿島産の販売の糸口がないのか、そういった研究をしているということで、ぜひともこれが実現するような形で前へ進めていただきたい。ぜひそういった形で、鹿島のブランド確立のためにもう一肌脱いでいただきたいと思います。

それから最後に、ちょっともう時間がなくなりましたが、地域特産物を特産品、あるいはブランド品、いわゆる農産物を主体としたブランド品づくりについて、国、県等の支援制度、いろいろあると思います。現在、これまで取り組まれてきた地域特産品、あるいはブランド品づくりについて、この補助制度を利用してどういったものに取り組んでこられたのか、補助制度の活用状況等について御紹介していただければ幸いですけど、最後に、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

お答えをしたいと思います。

地域特産品とかブランドづくりということですが、そのものについてが農産物、青果からそれぞれ、また加工とか、そういったものに多岐にわたると思いますけれども、ここでは地域資源を使った加工品の特産品づくりということで、そこに絞った形でちょっとお答えをしたいと思います。

まず、国の施策としては、農林水産物についての加工品というところであれば、農業者、1次産業者の方が生産だけじゃなくて加工、流通、販売のところまで主体的に取り組んでいくということで、6次産業化の取り組みを進めていくため、6次産業化ネットワーク活動交付金ということで、加工、販売をされる施設とか、そういった経費についての補助制度があります。これについては、市内の方で今まで2件の事例がありまして、1つは、以前、果樹を使った加工品の取り組みをされております。もう1件は今年度取り組みということで、畜産農家の方が自家の酪農の牛乳を使った形での加工品に取り組まれております。

それから、県の事業ということで、同じく農業者がいろいろな経営多角化ということで、商品開発とか販路開拓、加工などに取り組まれる制度ということで、さが農業経営多角化等チャレンジ支援事業、これが新商品開発、それから販路開拓等の取り組みに対する支援であります。同じくさが農業経営多角化等ステップアップ事業ということで、これは施設整備等を行われるときに使われる助成になりますが、この事業については、今現在、鹿島市内で使われた事例というのはありません。それから、市内の……

○議長（松尾勝利君）

時間が参っております。答弁は簡潔にお願いします。

○農林水産課参事（山崎公和君）続

はい。市独自の助成ということで、同じく地元の素材を使った特産品の開発ということで、鹿島市特産品開発支援事業というものがあります。24年度から今現在まで3つの事業者が利用をされております。これは農産物だけじゃなくて、海産物の加工、それから、木工品を使った加工といった事業に取り組みをされております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

時間が参っております。9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。

鹿島市独自の特産品開発支援事業補助金等を設けてやっているということで、24年度から26年度まで3事業者ぐらいですね。ごく限られた、ごく一部門、これは非常に積極的に取り組んでおられるというような姿は見えません。せっかく海道（みち）しるべ等でそういったいろんな取り組みをしようとされておりますので、こういった鹿島市独自の農産物を活用した特産品開発にもっと支援制度をつくられて、積極的にこの海道（みち）しるべが本当の取

り組みができるような形でぜひ取り組みをお願いしたい。というのは、農産団体、あるいは農家の方が……

○議長（松尾勝利君）

時間が参っておりますので、簡潔にお願いします。

○9番（角田一美君）続

はい。そういった形で希望をされております。JAあたりと連携をとりながら推進をお願いしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。1番議員、杉原元博でございます。通告に従い、質問いたします。

鹿島市の発展及びよりよいまちづくり推進のための基本的な方向性となる第六次鹿島市総合計画の策定がいよいよ大詰めを迎えております。また、各自治体、地方創生への本格的な取り組みが加速する中、鹿島市においても人口減少、少子・高齢化など、待ったなしの深刻な問題に直面をしております。

今回はこのことを踏まえまして、2点質問をしたいと思っております。

1点目が若者の定住化促進についてです。

学校を卒業した若者が就職のため都市部へ異動するケースが多いことは以前からの傾向ですが、転出先については、佐賀市を中心に佐賀県内及び福岡県を中心に九州内への割合が高く、東京や大阪など三大都市ゾーンへの割合はさほど高くない状況にあります。就職先を求めて異動することはやむを得ない状況ではありますが、県内や福岡県、長崎県などの近県であれば転出しないで通勤、あるいは通学も可能かと思われます。このような転出者を減らすための施策、定住を促す施策として具体的に組み込まれていることをお聞きいたします。

続きまして、2点目が健康づくりへの取り組みについての質問です。

少子・高齢化の現在、特に高齢者の方々は健康寿命を意識しておられる方々も非常に多いと思います。それと同時に、若いころからの健康に対する意識、対策が病気予防や長寿につながっていくと思います。私ごとですが、昨年4月に命に及ぶ大病を患い、大手術を行いました。その経験もあり、今日のように健康で働けることのありがたさを日々痛感するもので

あります。

まず、お尋ねしたい件が、高齢者だけではなく、若い世代の方々から高齢の方々まで幅広い世代を対象に鹿島市が進めている健康づくりへの取り組みについてお伺いいたします。

以上で総括質問を終わります。その後、一問一答でお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、杉原議員の1点目の質問、若者の定住化促進についてということで、転出者を減らすための施策、定住を促す施策として具体的に取り組んでいることについてお答えをいたします。

急激な人口減少、少子・高齢化が進行する中、国においては平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を施行し、同年12月にはまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされ、今後の地方創生の方向性が示されたところでございます。鹿島市もこの法律により鹿島市の人口ビジョンと総合戦略を策定し、総合計画、これとあわせてまちづくりを推進してまいりたいと考えております。この人口ビジョンを策定する分析の中で、先ほど議員がおっしゃられました転出の傾向、つまり三大都市圏より福岡県や佐賀市、こちらへの転出の割合が鹿島市においては高いことが結果としてわかりました。

鹿島市は、これまで第五次鹿島市総合計画でも定住促進などの施策を積極的に行うことにより、人口減少に歯どめをかけ、将来的には人口増を目指していくことを目標に掲げて計画を推進してまいりました。さらに、第六次総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略に具体的な施策を掲げて取り組みを推進したいと考えております。

これまでの直接的な取り組みとしては、定住のための直接的な取り組みといたしましては、古枝の雇用促進住宅を定住促進住宅として購入し、市外からの転入者に対する優遇措置などにより転入を促す施策や住宅リフォーム事業により良好な住環境の整備などを実施してまいったところでございます。それとまた、第五次鹿島市総合計画で施策の基本的な考え方を医・職・住の充実とし、この医の中で産み育てられる環境づくりを掲げており、具体的には医療費助成や子育て支援、母子保健サービスの充実、ふるさと教育、学力向上などの取り組みなどにより、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいったところでございます。

今後の取り組みといたしまして、総合戦略の中で定住促進のために掲げている施策は良好な住環境を提供するために定住環境の情報を積極的に発信するほか、新規転入者及び市外在住の若い夫婦の生活拠点としての住宅を整備することに加えて、本市における空き家、空き地の有効活用を行い、鹿島市への定住促進を図ることとしております。具体的には、肥前浜宿の空き家入居促進事業や市営住宅建設や移住推進事業などを掲げているところであります。

それから、第六次総合計画においては、きのうも少し伊東議員のところで申し上げましたが、基本的な考え方として「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」、これら3つを柱に掲げ、これらが好循環でつながることで目指す都市像に近づいて、人口減少に歯どめをかけることを目指したいと考えております。

まず、「しごと・ものづくり」では、「鹿島の得意技「ものづくり」を更に発展させながら、新たに鹿島ならではの「しごと（雇用）」をうみだす」としており、具体的には新規就農者等への支援、農産物などのブランド化、地場産業への支援、新たな産業の創出などにより若者が地元で仕事ができる環境づくりを図ってまいりたいと思います。

「ひとづくり」では、若者の定住を促し、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを推進するために、具体的には先ほど申しました医療費助成や学力向上、それからふるさと教育などの取り組みで安心して子供を産み育てられる環境づくりを引き続き進めてまいります。

「まちづくり」については、「安全・安心をはじめとし、住環境や交通ネットワークの形成により、「ずっと住み続けたいまち」を目指す」としており、具体的には安全・安心の施設やシステムの整備による防災・減災体制の強化、空き家バンク制度や市営住宅建設などの定住促進のための住環境整備、それから、道路や公共交通網の維持・向上を図ることで、まちとしての魅力を高めてまいりますということで考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうからは、鹿島市が進めている健康づくりへの取り組みについてお答えをいたします。

鹿島市でも健康寿命を伸ばすためにということで、各年代を対象に健康づくり事業を実施いたしております。現在、鹿島市の保険健康課所管の分で実施をしている健康づくり事業を御紹介いたします。

大きく分けて3点ございます。1つ目が全ての市民を対象とした事業、2点目が65歳以上の方を対象とした介護予防事業、3点目が国保の被保険者を対象とした保健事業があります。

内容につきましては、1つ目の全ての市民を対象とした事業では、妊娠中から出産後の母子事業として、マタニティスクールや離乳食教室、赤ちゃん相談などの教室や相談事業、4カ月や1歳6カ月などの健診や赤ちゃん訪問などを行っています。また、成人を対象とした胃がん、大腸がん、肺がんなどの各種がん検診や高血圧教室などの健康教室、要指導者や精密検査の未受診者に対する訪問指導、健康相談などを行っています。また、乳幼児や高齢者に対する予防接種事業の実施をいたしております。

2点目の65歳以上を対象とした介護予防事業では、65歳以上の方全員を対象にしたロコモティブシンドローム予防教室での筋力向上教室や栄養士による栄養教室、音楽を使った音楽サロンを各地域に出向いて行っているところであります。また、出前講座などを活用し、運動や認知症予防の教室を実施しているところです。介護予防のチェックリスト項目に該当する要介護状態に陥るリスクがある人を対象にした機械を使ったパワーリハビリやプールを使った運動機能向上教室、歯科医師による口腔機能向上教室なども実施をしています。この事業は介護予防事業として、できるだけ要介護状態になることを防ぐために実施をしているところであります。

3点目の鹿島市の国民健康保険の被保険者で40歳以上の方を対象にした保健事業では、特定健診・特定保健指導を初めとして、人間ドックの助成やウォーキング教室、トータルボディケア教室の運動教室や腎臓病栄養教室、訪問指導などを実施し、ここでは特に生活習慣病の予防や重症化予防を目的に国民健康保険の保健事業として実施しているところであります。

以上、鹿島市で現在実施している健康づくり事業の紹介を終わります。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

最初の質問、若者の定住化促進についてですが、先ほど答弁をいただきました中で、定住環境の情報を積極的に発信する、また、新規転入者及び市外在住の若い夫婦の生活拠点としての住宅を整備する、さらに空き家、空き地の有効活用を行い、定住促進を図ると言われました。私もこれらの施策は非常に重要であると思います。

鹿島市は、皆様も御存じのように、県内を初め、国内や国際的にも有名な企業がたくさんあります。祐徳薬品工業、東亜工機、鹿島機械、鹿島印刷、祐徳自動車、そのほかにもたくさんあります。また、第3次産業としてモリナガやユートク、ベスト電器などの商業施設を初め、ここ数年ではディスカウント業態やドラッグ・アンド・フード業態の出店もふえてきております。さらに、地域経済を支える中小企業、また病院や金融機関なども含めて鹿島市内で働かれている方は非常に多く、働く環境も多いという認識です。

そこで、鹿島市に定住していただく重要なターゲットとして、2点整理したいと思います。

1つは、これら鹿島市内の企業で働かれている人たちで、鹿島市以外から通勤をされている方、何%占めているかわかりませんが、恐らく多いと思います。実家から通勤されている方もいらっしゃるでしょう。しかし、鹿島市に住みたいと思っている方も大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。それともう1つが、県内や近距離への県外へ就職、あるいは進学をした若い方々です。これらの人たちをいかに鹿島市内に呼び込めるか、施策及び積極的な情

報の発信をお願いしたいと思っております。

さて、若者の定住化促進に関連し、次のことを掘り下げて質問をしたいと思えます。

都会から過疎地に若者が移り住み、さまざまな地域協力活動に取り組む地域おこし協力隊が全国的に好評です。2009年度にこの制度が開始され、2014年度は初めて隊員が1,000人を突破したそうであります。地域おこし協力隊制度の詳細についてお伺いたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

地域おこし協力隊の制度の詳細ということでお答えをいたします。

この地域おこし協力隊ですけれども、これも国のほうで策定をされましたまち・ひと・しごと創生総合戦略のほうに戦略として掲げられているものでございます。4つの基本目標がありまして、そのうちの1つ、「地方への新しいひとの流れをつくる」、この1つの政策として地方移住の推進がございまして、それで地域おこし協力隊を拡充していきたいというものでございます。

この地域おこし協力隊の制度でございましてけれども、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱をいたします。その隊員ですけれども、一定期間地域に居住をして、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動などを行いながら、その地域の定住、定着を図る取り組みで、これは総務省が支援をする制度となっております。

実施主体は地方公共団体ということで、鹿島市になります。鹿島市が隊員への報酬や広報募集経費その他の予算措置を行い、実施要綱の作成、協力隊の募集・選考、活動に入る地域やNPO団体等との調整などを行います。隊員の活動期間はおおむね1年以上3年以下となっており、これについては総務省から財政支援があります。

支援の内容は、おおむね次に掲げる経費について特別交付税により財政支援されるということになります。1つ目に、地域おこし協力隊の活動に要する経費が隊員1人当たり4,000千円を上限に支援をされます。2つ目に、地域おこし協力隊等の起業に要する経費について、最終年次または任期終了翌年に起業する者1人当たり1,000千円を上限に支援をされます。3つ目に、地域おこし協力隊の募集等に要する経費については、1団体当たり2,000千円を上限に支援されることとなっております。これらは先ほど申し上げましたように、特別交付税の措置ということになっております。

地域おこし協力隊の制度の概要につきましては、以上のようになっております。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

人口減少が深刻化をしておりますが、特に若者の人口が減少している点では、鹿島市も例外ではありません。この制度を今後どのように活用していく方針か、お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

地域おこし協力隊の制度の活用についてということでの御質問ですけれども、現在、地域おこし協力隊に関しての国や県の研修会などがあっております。鹿島市のほうもこれに参加をしながら、活用の方法を研究しているところでございます。

この研修会などに参加して、私どものほうでわかったことは、協力隊の隊員に地域で何かしてくださいというような漠然とした目的で導入したところは、隊員が地域になじむことができず失敗していることが多いということでもあります。この制度を隊員の定住、それから地域の活性化につなげるためには、地域課題に対し解決のための適した人材をマッチングする必要があります。また、定住してもらうためには、地域や活動をしてもらう地域のキーマンの理解とサポートが必要となります。このようなことを勘案しながら活用、導入について現在検討をしているところでございます。

それから、任期終了後に地域に残ってもらうことも非常に大事だと思っております。そういったことで、先ほど議員がおっしゃられますような定住促進、それから雇用の創出にもつながってまいります。地域おこし協力隊を導入する場合、導入した年からヒアリングやあらゆる業種間との交流を行うなどしながら、任期終了後の定住、就職、それから起業を見越してサポートしていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

この制度に関しては、十分な受け入れ体制の準備や環境を整えることの重要性も理解をしているところでございます。この制度を活用して若者の定住促進、雇用創出をどのように図っていくお考えなのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、私からお答えいたしましょう。

今、課長が話をしたように、この仕組み、きちっと対応すれば非常に有効な手法ではないかと、これは議員おっしゃるとおりなんですよ。したがって、今、どちらかということ、前向きでといいますか、どうすればいいだろうかということを勉強している、そういう研究会に参加しているというのは答弁をしたとおりなんです。

そこで、私たちもこの仕組みに関心を持っておりますが、ちょっと少し外れますけど、地域おこしがどういうことであれば成功するだろうかと、2つの話をちょっとしてみたいと思います。

1つは、さっきもお話をしていましたけれども、人材が必要、キーマンが必要だと言っております。知られた言葉なんですけど、まちおこしがうまくいくためには、若者、よそ者、ばか者が要するというのをよく言われるんですよ。この若者というのは、当たり前の言葉どおり、若者なんです。よそ者というのは、決して外の人というほどのきっちりした意味じゃないんですけれども、まちの中をよそから見ることができる人、つまり客観的に自分のことを見ることができる人、あるいは外の世界の経験者というぐらいに考えていただければ結構だと思います。それから、3つ目のばか者、これは決して差別をしているわけではございませんで、一生懸命になって、真っ黒くなってとにかく取り組んで、脇目も振らず頑張るという意味のことをごさいますて、褒め言葉だと思っていただきたいと思います。この3種類の人材がいないと、なかなか難しい。逆にこれだけそろえると、結構いい話になるよというふう聞いていただければ結構だと思います。

それからもう1つは、全国を見て、まちづくり、あるいは村づくりが成功するにはどういうことが必要だろうか。よく言われるのが5つなんですよね。1つは、その地域が好奇心の高い人が多いこと、2つ目がオープンなまち、開放的な発想をする、そういう土地柄、逆に言えば閉塞的なまちではないということですよ。3つ目が、地域はどこのまちも同じところなんて一つもありませんから、それなりの資源とか種、歴史、文化、誇れるものを持っております。それを有効に使うことができているところ。例えば、鹿島なんかいっぱいあると僕は思うんですけどね。4つ目、リーダーが複数いると。一人じゃ、人間というのは予想もしない出来事とか、いろんな事情がございますから、その人と運命をともにするというのはなかなか難しい。だから、リーダーが複数いること。最後が大変大事だと言われているのは、女性が元気なまち、これがよく言われているんですよ。これを全部そろえているまちというのは、実は私も調べてみたんですが、成功したところでも余りたくさんないですよ。ただ、逆に言うと、4つぐらいは備えていないと、うまくいかない。今、いろんなまちが成功した事例が挙げられるとき、これらを備えていると言われていまして、そのことを抽出したのがこういう条件を持っているところだろうということではないかと思います。

そこで、我が鹿島のまちを考えると、私の言葉で言うと、鹿島は7つの顔を持っていると

よく言っているんですが、いろんな材料、資源を持ち合わせていると私は思っております。したがって、1つは足元にある資源ですよね、これは何も鉱物とか、そういうかたい資源という意味じゃなくて、材料と思ってください。さっき言いました種ですよ。歴史や文化や自然というのがそれに該当すると思いますから、それをしっかりと掘り起こしていくということではないでしょうか。

2つ目が、その次に、それらを活用して活性化を十分に図ると、これはさっき課長も言っておりましたが、観光、あるいは産業振興、道路を整備する、そして住宅と、こんなことを手だてして行って活性化に備えると、それが定住につながると、こういうふうに考えますと、御提案のありました地域おこし協力隊というのは、平たい言葉で言えば使いが いいんじゃないかと思っているんですけれども、だからといって、ぽんと導入すると、さっき言いましたように、障害にぶつかるということだと思います。幸いといたしますか、これも5年ほどたっていますので、さっき言いましたように、こうやったら失敗したよ、こうやったら成功したよと実績がほぼはっきりしてきております。近隣でも導入をしておられるところもございますし、そういう意味で我々はこれから考えることは、ただ来てもらうんじゃなくて、どういう分野に来てもらったら活躍できるだろうかということを見定めないといけないと。そこを見定めて受け入れ体制が十分できるとなれば来ていただくという段取りになろうかと思っております。悪い意味じゃなくて、この人たちはよそ者ということの典型でございますから、ぜひ入ってもらって、外側の経験を中で生かしてもらおうということではないかと思っております。

そういう見地からなるべく早く、今、私たちが持っている知見を整理して、めどを立てたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

詳しい答弁ありがとうございました。

鹿島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、定住促進と交流人口の拡大とあります。その中で、定住促進のための空き家の活用などが記載をされております。6月の議会で私は観光の施策とスポーツへの取り組みなどの質問をいたしました。その中で、鹿島市内の宿泊施設が少ないことについて質問を述べましたが、今後、その対策として民泊や空き家を宿泊などの施設として活用するなどを視野に入れた中で、地域おこし協力隊に空き家管理など、さまざまな活動に携わっていただくことができると思います。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、まずそういう制度を導入するかどうかということを検討中だということでお聞き取りいただきたいと思います。

仮に来ていただいて頑張ってくださいとすれば、何でんかんでんお願いしますというわけにはならないというのは御承知だと思いますから、どういう分野であればそういう人たちの力を発揮できるかなということ。考えられるのは、1つは、現在も世界に発信をいたしておりますが、肥前浜宿の酒蔵通りその他をどういうふうにさらに知名度を上げていくか、あるいは地域に、今、どちらかというところと宿泊施設、商店がございませんので、そういうものをどういうふうにするか。2つ目が、門前の商店街にいろんなまだまだ活用できる、それこそ資源、材料が眠っていると思っているものですから、あそこのまちの活用方策、それから、ことしになってラムサール条約の湿地登録ができましたので、それを、もちろん条約の許される範囲内ですけど、どうやって活用しながら地域の振興なり活性化に結びつけていくかと。それから、御質疑がございましたように、せっかく多くの方が来ていただいても、素通りされるのはもったいないきわみですから、どうやってもっと滞在時間を長くするかということではないかと思えます。そのときに、お見えになる方のスタイルによっては、何も豪華なホテルに泊まっていたら必要はございませんので、例えば、スポーツ合宿なんかだったら、お寺の本堂というわけにはいかないと思うんですけど、何かそういうあいているスペースを活用するというようなことができないだろうか、そういうアイデアも出していただくということではなかろうかと思っております。

かてて加えて、鹿島市だけでできないことを、例えば隣のまち、嬉野市とか太良町と一緒に考えてみる、あるいは農業を同じようにやっていただいている白石町と一緒に産業界振興を考えると、そういうアイデアももしかしたら出てくるのかなと、そういうふうにも思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございました。

先ほど市長が答弁いただきました女性が元気なまちであると。最近では女性の活躍の場が広がってきております。全国的には地域おこし協力隊の女性隊員の割合が36%であると伺っております。そういう意味では、女性を積極的に受け入れることが必要だと思っております。

お隣の長崎県波佐見町では、協力隊員を3名、昨年7月から受け入れて、既に1年2カ月ほど活動をされております。そのうちの2名が女性の方で、1人は焼き物を、もう1人は農業を担当されております。男性の方と一緒に仕事をされたり、女性ならではのアイデアで活

躍されておられるようです。6次産業プロジェクトの手伝いをされたり、他の地域おこし協力隊との交流や意見交換など、非常に楽しいと話されておりました。

女性の協力隊員もさまざまな活動に携わっていただけたと思います。この点についてお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

女性に絞ってお話がありましたので、その点について、まず鹿島は女性を大事にするまちだと私は外に行ったときに言っています。こんなにたくさん観光客というか、参拝客がお見えになる祐徳稲荷神社の一番大事な神様、祐徳院になられたのは女性でございます。それから、有明海の真ん中に灯台があるのは御承知だと思いますが、おしまさんというのは、まさに女性なんです。だから、鹿島では女性の神様に非常に御厄介になっている、守ってもらっているという言い方をいたしております。

それからもう1つ、女性についてお話をしておきますと、私、畜産でいささかかかわったことがございますけれども、畜産も含めて多分、生物、生き物を育てるということについては、どうしてもなく女性のほうがすぐれているんじゃないかと思った経験がしばしばございます。これはもうどうしてもない、男性と女性の本質的な違いの部分がございます、気配り、優しさ、忍耐、そういうものについてはどうしても、中には男性で大丈夫の方がおられるかもしれませんが、一般論として男性は女性に劣るのかなという気がいたしております。そういう意味では、農業というのは物を育てるという面が強うございますから、そういう面の配慮について頑張っていただける条件はそろっているんじゃないかなと思っております。

それから、最近、総理も発言をしておられますけれども、やっぱり人間として組織の中に入っていると、男社会ではどうしてもできないといいますか、かたくなってしまうのかんというのはありますし、もっともっと男女共同参画社会というのを我々は目指さないといけないという義務を負っていますから、ぜひそういう面で女性を大事にしたいという気持ちはあります。

余計なことを一つ言っておきますと、男女共同参画社会基本法というのは、私も文章を書いた人間の一人ですから関心がございます。それだけは、ちょっと余計なことです。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

ありがとうございました。

地域おこし協力隊は2009年度に発足以来、募集自治体と参加隊員は年々数を増して、2014

年度には全自治体の約4分の1に当たる444自治体、隊員は1,511名に達したそうであります。国はこの制度の隊員数を今後3年間で3,000人にふやす方針を打ち出しております。協力隊員は3年を目安として居住地域でさまざまな活動に携わっておられるようですが、地域社会の温かさや自然の豊かさなどに触れ、3年経過後も約6割の隊員が居住地域やその周辺に住み続け、地域活性化に一役買っているそうであります。

鹿島市は市長もおっしゃいましたように、有明海や山、川など自然豊かな地域で、かつ豊富な観光資源を武器に地方創生の起爆剤として地域おこし協力隊の制度が非常に有効だと思われまます。若者の定住化による地域雇用創出のため、地域おこし協力隊員が無理なく地域に溶け込み、定住の流れが加速するよう受け入れ体制をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

地域おこし協力隊の受け入れ体制ということでお答えをいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、地域おこし協力隊についてはその活用がふえている状況であり、佐賀県内を調べてみましたら、平成27年9月現在では4市4町、計15人、先ほどありました女性につきましては、15人のうちの7名が女性が地域おこし協力隊として活動をされております。活動内容は、それぞれ市町によってさまざまではございますが、直売所の支援でありますとか森林組合の支援、ツーリズムのマネジャー、まちなかイベントの支援、道の駅での活動など、いろいろな地域支援のために活動をされております。

鹿島市も地方創生の一つの施策の選択肢として検討できると思っております。これまで庁内ではもちろん検討してきておりますが、今後は地域や団体に地域おこし協力隊制度への御理解と活用について相談をしながら、導入に向けた体制を整えることができると思っております。そのためには、市と受け入れる地域や団体、こちらとの共通認識が必要であり、先ほど来言っておりますように、隊員が地域に溶け込むことを支援し、何をするために移住していただくか、こういった目的、その後のサポートなど、ここら辺を検討していく必要があると思っております。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

ぜひ受け入れる方向で前向きに検討をお願いいたします。受け入れに当たっては、協力隊員の方が地域に溶け込み、活躍できるよう行政としても十分な対応が必要だと思います。私もできる範囲で協力を惜しまず、サポートしてまいりたいと思っております。

以上で1つ目の質問を終わります。

続きまして、先ほど市が進めている健康づくりへの取り組みについて答弁をいただきました。

このような健診や各種教室などの受診率、例えば、各種がんなど項目別にわかる範囲でお答えいただけますでしょうか。また、健康相談では具体的にどのような相談が多いのか、また、それに対してどのようなアドバイスをされているのかを差し支えない範囲でお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

各種検診の受診率ということで、がん検診を例にとということでございましたので、お答えいたします。

平成26年度の実績で申し上げます。胃がん検診が73.6%、大腸がんが82.2%、肺がんが79.2%、前立腺がんが78.9%、乳がんが87.5%、子宮がんが85.5%と、種類によって違いますが、大まか70%から80%台の受診率となっております。

なお、この受診率でございますが、鹿島市の場合は事前に検診受診の希望調査というのをとっておりまして、その希望調査により受診をしますとお答えいただいた方が受診をされた率ということでの数字となっております。

また、健康相談の内容についてということで、どのような相談があっているかということで、市民を対象にした健康相談については定例的に実施をし、平成26年度にはわかっている数で延べ174人の御相談がっております。内容は多岐にわたりますが、多いものがやはり血圧が高い、検診の結果、体脂肪が高いがどうすればいいんだろうか、むくみが出たがどうしたらいいんだろうかということ、また、体重が急に減ったが、何が原因なんだろうかというようなこと、また、先ほど申しましたように、検診の結果で不安な点があるがというようなことが最近相談があった事例でございます。

この対応、アドバイスにつきましては、主に保健センターのほうで保健師が受け付けておりますが、その相談内容によって塩分摂取とか食生活、運動指導、またその他受診をしたほうがいいと思われるものについては、専門の医療機関に受診勧奨というような形で行っているところでございます。

また、先ほど国保の特定健診・特定保健指導を実施しているということでお答えをいたしました。この件につきましては、国のほうで定めております特定保健指導ということで、特定健診の受診者で特定保健指導の対象となられた方を対象に初回面接から半年間で二、三回お会いをして、保健指導を実施するという形でやっております。これにつきましては、生

活習慣や食事内容、飲酒など、健診データをもとにその方に応じた資料により生活習慣病等重症化予防の指導を行うものでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございました。

今お聞きして、例えば、がんの受診率が大体70から80%ということでしたけれども、残りの20%ぐらいの人は受診されていないと。今、がんも早期発見で治る病気でありますので、できるだけ受診率を上げていくように取り組みを強化していただき、市の皆様方が健康で長生きができるという環境づくりをぜひやっていきたいと考えております。

それから、今回特にお聞きしたい点としまして、健康づくりへの取り組みに特典を与えるヘルスケアポイント制度というのがあります。楽しみながら病気やけがの予防にもつながる試みとして、今注目を集めております。具体的にどのような制度なのかをお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

今年度改正されました国民健康保険法等の中で、個人や保険者による予防・健康づくりの促進という観点から保険者がその保険の加入者に対して予防・健康づくりのインセンティブ、動機づけということでございますが、を提供する取り組みが重要であるということから、保険者の努力義務として位置づけられたものです。

法律に基づきますと、健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力への支援を行うよう努めることとされています。具体的に言いますと、その保険に加入されている方がみずから健康づくりとか健診を受けるというようなことを保険者が、鹿島市でいいますと、鹿島市の国保が保険者となりますので、それに加入をされている方にそういった動機づけをなささいというような形での法律になっております。

今のところ、国が考えております具体的なシステムとしましては、被保険者が健康診断を受けたり、歩数や体重を記録したり、健康アンケートに答えるという健康づくりに取り組めば、ヘルスケアポイントを付与することによって商品券とかと交換することなどの事業を考えているというところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

ありがとうございます。

健康づくりへのインセンティブ、いわゆる動機づけとなるこのヘルスケアポイントは、一定の運動をしたり、健診を受けた場合などに付与され、既に一部の健康保険組合や市町村が実施して、たまったポイントを健康グッズなどと交換しているようです。インセンティブの効果を示す事例として、福島県伊達市、栃木県大田原市、岡山市など全国6市が連携し、国の補助を得て2014年度から社会実験として実施している健康ポイントプロジェクトがあります。同事業では、参加した市民に対し歩いた歩数や運動教室への参加、健診データの改善などに応じてポイントを付与、1ポイント1円で電子マネーや地域で使える商品券などと交換をしているそうです。

ここで、隣町の白石町の取り組みを紹介したいと思います。これはおとといの9月16日付の公明新聞に載っていましたが、ちょっと読みたいと思います。「健康増進にポイント、地域で使える商品券に還元」という見出しです。「佐賀県白石町は今年度から健診や運動などの普及による健康意識の向上を目的とした「ヘルスケアポイント事業」を行っている。この事業は、特定健診など町が実施する健診事業や生活習慣見直し教室などの健康づくり事業に参加するとポイントを付与。たまったポイントは商品券として商工会に加入している商店で利用できる仕組み。住民課の門田和昭保健専門監は、特定健診の受診者が7月末時点で前年比の75人増となる1,329人に上っているとした上で、「事業の周知を徹底し参加者をふやし、町民の健康意識の向上に努めたいと説明」と、このようにありました。

健康に対する意識が年々高まる中、このような他の自治体での取り組みなどの情報を取り入れていくことも大変重要であります。将来的にもぜひ鹿島市にこのようなヘルスケアポイント制度の導入、取り組みをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブの強化については、国から今年度中に具体的なガイドラインを示すこととされています。また、法改正に伴い、保険者に対し好事例の周知に積極的に取り組むとともに、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、重症化することがないようにインセンティブ付与のあり方について十分検討することとの附帯決議がなされているところであります。

鹿島市においても、こういったことを踏まえて、事業の実施については今後出されるガイドラインを参考にして検討していきたいと考えております。

また、平成30年度には国保の都道府県の広域化が予定をされております。現在、県のほう

でも事務や事業の共同化の準備を進めているところでもあります。そのような協議の中でも保健事業として検討項目の一つになると考えています。そういった中で検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

このポイントといえば、何となく得をしたような気分になります。余談ですが、私自身、セブンイレブン、それからファミリーマート、ローソン、この3つのコンビニのカードを持っております。いつの間にかたまったポイントを飲料やパンなどに利用しております。また、イオンカードでは今まで何度もポイントで商品券と交換して利用したりしております。楽しみながら集めて、しかも健康のためになるヘルスケアポイントはまさに一石二鳥の効果が期待できると思います。

さて、このヘルスケアポイント制度導入の効果として期待をされるのが自立して日常生活ができる健康寿命の伸びであります。厚生労働省によりますと、日本人の健康寿命は2013年で男性71.19歳、女性74.21歳と、同じ年の平均寿命に対し男性は約9年、女性は約12年の開きがあります。一方、介護が必要になった原因を見ると、関節疾患や骨折、転倒などの運動器障害が要支援者の37.7%、要介護者の19.9%を占めるそうであります。適度な運動を促すことはふえ続ける医療・介護費を抑える上でも重要であります。

どうか市民の皆様が健康で長生きできる環境づくりをこのような国の施策を積極的に取り入れながら実施していただくことを強く要望しまして、質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は24日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時3分 散会